

目次

第1章 計画の基本的事項	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 他計画などとの関連	3
4. 計画期間	4
5. 計画の推進主体	5
6. 計画の対象区域	5
7. 対象とする環境の範囲	6
8. 計画の構成	6
第2章 環境の現状と市民・事業者の意識	7
1. 国内外の動向	7
2. 本市の環境の現状と課題	8
3. 市民・事業者の意識	20
第3章 計画の目指す姿	48
1. 目標とする環境像	48
2. 施策分野	49
3. 施策の体系	50
第4章 施策の展開	52
1. 脱炭素社会	52
2. 循環型社会	55
3. 安全・安心・快適社会	60
4. 自然共生社会	63
5. 環境を知り、学び、行動する未来	67
第5章 高浜市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）	69
1. 計画の背景	69
2. 本市の温室効果ガス排出量の現状	78
3. 対象とする区域	79
4. 削減目標	79
5. カーボンニュートラル推進のための施策	80
第6章 計画の推進	88
1. 計画の推進体制	88
2. 計画の進行管理	89

資料編

資料1 高浜市環境対策協議会 委員名簿	91
資料2 計画策定の経緯	92
資料3 高浜市環境対策協議会 委員からのメッセージ	93
資料4 アンケート自由意見	97
資料5 太陽光発電設備導入スケジュール	112
資料6 用語集	113

第 1 章 計画の基本的事項

1. 計画策定の趣旨

本市の第 7 次高浜市総合計画では「人と想いが つなぐつながる しあわせなまち 大家族たかはま」を、将来都市像に掲げ、身近な自然や地域のつながりを活かしながら、持続可能なまちづくりを目指した 10 年後のまちの目指すべき姿や、その実現に向けた具体的な方策・手段を掲げています。

この将来像を市民と共有しつつ、人や地域が多様につながり合い、暮らしの安心感や住み心地の良さ、生活の豊かさを実感できる持続可能な地域としていくため、多様な活動が育まれる、連携・協力による「共創のまちづくり」を推進していくこととしています。

世界的には、2015（平成 27）年に国連において持続可能な開発目標（SDGs）が採択され、環境問題と相互に関連する社会・経済問題へも対応できるよう、環境・経済・社会の統合的な取組が求められるようになりました。2020（令和 2）年には政府が 2050 年カーボンニュートラルを宣言し、脱炭素社会の実現に向けて、分野横断的な取組が展開されています。

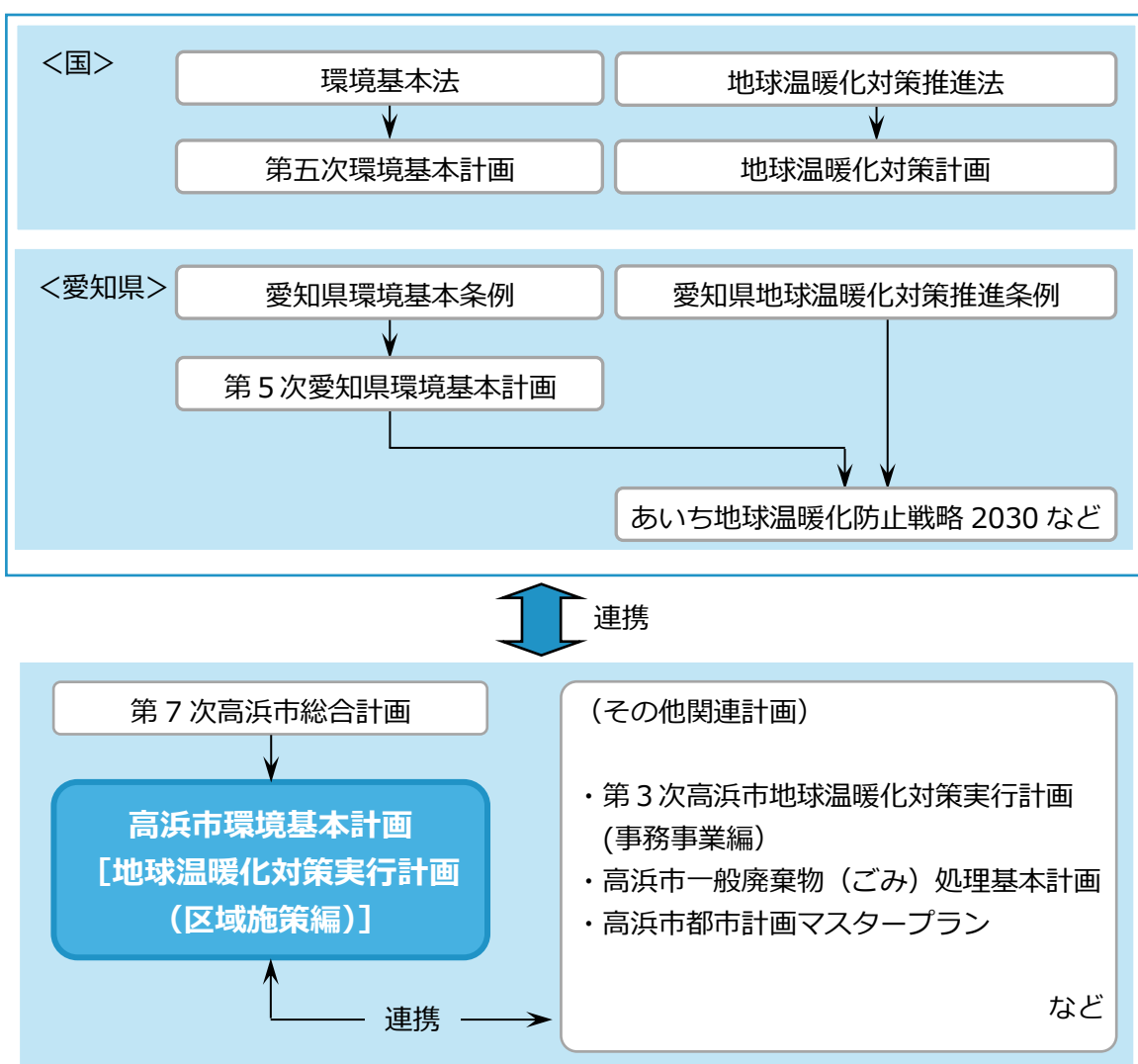
本計画は、第 7 次高浜市総合計画をもとに、環境・経済・社会の調和を保ち、持続可能なまちづくりを進め、将来にわたって、本市での暮らしにしあわせを感じられることを目指し、環境施策を推進することとして策定するものです。策定にあたっては、中長期ビジョンを見据える視点（バックキャスティング）を基礎としつつ、現状の課題を解決する視点や SDGs（持続可能な開発目標）の理念も踏まえて本市が目指す姿を示し、その姿の実現に向けて検討を行いました。

2. 計画の位置づけ

本計画は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する長期的な目標及び施策の方向と、その他必要な事項を定めるものです。計画は第7次高浜市総合計画を上位計画とし、環境分野のマスタープランとして、環境分野に関連する各種計画及び施策を立案する上で基本となるものとして策定します。

なお、計画は「地球温暖化対策の推進に関する法律」に定める「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を包含するものとして策定します。

計画の位置づけ



3. 他計画などとの関連

関連する主な計画の概要は以下のとおりです。

【国の計画】

① 第五次環境基本計画

環境基本法に基づき、政府全体の環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱を定めるもので、2018（平成30）年4月に第五次計画が閣議決定されました。環境・経済・社会の動向に起因する複合的な課題を解決し、これらを統合的に向上させるため、環境施策分野毎の対策に加え、分野横断的な6つの「重点戦略」を設定し、環境政策による経済社会システム、ライフスタイル、技術などあらゆる観点からのイノベーションの創出や、経済・社会的課題の「同時解決」を実現し、将来に渡って質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていくこととしています。

② 地球温暖化対策計画

地球温暖化対策推進法に基づき、2050年カーボンニュートラル実現に向けたわが国の地球温暖化対策の推進に関する基本的方向や温室効果ガスの排出削減目標、目標達成のための対策・施策を定めるもので、2021（令和3）年10月に閣議決定されました。我が国の中期目標として、2030（令和12）年度において、温室効果ガス排出量を2013（平成25）年度から46%削減することを目指し、各主体及び分野横断的な排出量削減のための取組や、脱炭素型のライフスタイルへの転換、これらの地域脱炭素の取組を通じた地域の課題解決や魅力と質の向上を推進することとしています。

【愛知県の計画など】

③ 第5次愛知県環境基本計画

愛知県環境基本条例に基づき、地球環境の危機的状況や社会経済情勢の変化に的確に対応するとともに、持続可能な社会の形成、SDGsの達成を目指し、環境の保全に関する長期的な目標及び環境施策の方向性を示すために定めるもので、2021（令和3）年2月に第5次計画が策定されました。計画では環境を原動力に経済・社会が統合的に向上することを目指し、「地球温暖化対策」、「自然との共生」、「資源循環」、「安全・安心の確保」の各分野について統合的な向上に取り組むとともに、SDGsを理解・認識した「行動する人づくり」やパートナーシップによる連携・協働を推進することとしています。

④ あいち地球温暖化防止戦略 2030（改定版）

愛知県地球温暖化対策推進条例に基づき、2050年カーボンニュートラル実現に向けた愛知県の地球温暖化対策の推進に関する施策の方向性を定めるもので、2022（令和4）年12月に改定されました。2030（令和12）年度において、温室効果ガスを2013（平成25）年度から46%削減することを目指し、重点施策として「脱炭素プロジェクトの創出・支援」、「意識改革・行動変容」、「建築物の脱炭素化の推進」、「脱炭素型事業活動の促進」、「ゼロエミッション自動車の普及加速」、「水素社会の構築」を定め、県民、事業者、市町村、県、教育・研究機関といった各主体における取組を推進することとしています。

【本市の計画】

⑤ 第7次高浜市総合計画

本市のこれから10年間の目指すべき姿やまちづくりの目標・取組の方向性を示すものであり、行政だけでなく、本市にかかわるすべての人が共有する計画です。計画期間は、2023（令和5）年度から2032（令和14）年度までの10年間の計画です。まちづくりの方向性を示す基本計画は前期と後期に分かれ、基本計画（前期）は2023（令和5）年度から2027（令和9）年度までの取組を掲げています。

⑥ 第3次高浜市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)

地球温暖化対策推進法に基づき、本市の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する計画を定めたもので、現行の第3次計画は2020（令和2）年度から2024（令和6）年度までの5年間の計画としています。計画最終年度に2018（平成30）年度比で温室効果ガス排出量を6%削減することを目指し、施設設備の改善や物品購入における配慮、省エネルギー、ごみの減量などの取組を推進することとしています。

4. 計画期間

計画期間は、2024（令和6）年度から2033（令和15）年度までの10年間とします。なお、関係法令や上位計画の変更など、計画の前提条件に変更が生じた場合には適宜見直しを行います。

また、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）における温室効果ガス削減目標については、2030（令和12）年度を中期目標年度、2050（令和32）年度を長期目標年度とします。

5. 計画の推進主体

本計画の推進にあたっては、市民、事業者、行政の各主体が実施・連携します。
※本市単独で解決できない広域的な環境課題については、国、愛知県、近隣自治体などの関係機関と連携することとします。

計画の推進における各主体の役割

市民

- ・ 市民一人ひとりの行動、実践が不可欠であることを自覚し、自ら行動します
- ・ 日常生活において、環境への負荷の低減に努めます
- ・ 環境の保全のために市が実施する施策に協力します

事業者

- ・ 地域社会の一員として良好な地域環境づくりに積極的に参加します
- ・ 事業活動に伴う公害の防止や、廃棄物の適正管理・再生資源などの利用、環境負荷の低減、自然環境の保全に努めます
- ・ 環境の保全のために市が実施する施策に協力します

行政

- ・ 市の自然的・社会的な条件を踏まえ、基本的かつ総合的な施策を策定し実施します
- ・ 市民や事業者の意識高揚を図り、環境行動を支援します
- ・ 率先した環境行動を推進し、計画目標の達成を推進します

6. 計画の対象区域

本計画は、本市の行政区域全体を対象とします。

7. 対象とする環境の範囲

地球規模の環境から日常の身近な環境（生活環境、自然環境、快適環境）まで、本市を取り巻く環境全般を対象とします。

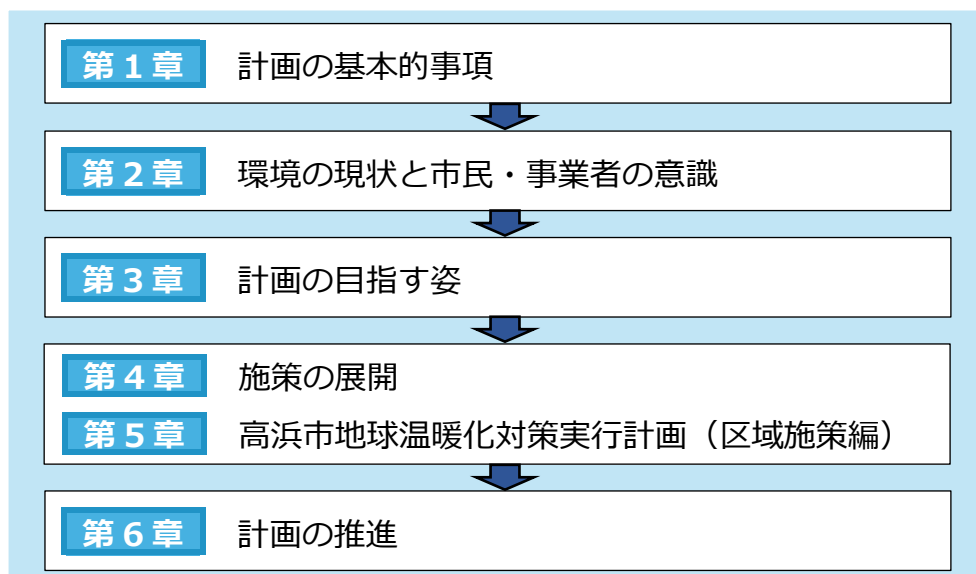
計画の対象とする環境の範囲



8. 計画の構成

計画の構成は以下のとおりとします。

計画の構成



第2章 環境の現状と市民・事業者の意識

1. 国内外の動向

2010（平成22）年以降、我が国は、少子高齢化社会への移行、東日本大震災の発生、新型コロナウイルスによるパンデミックの発生など、大きな社会変化に直面してきました。近年は気候変動によるとみられる大雨など、気象災害が毎年のように発生しています。

世界的には、2015（平成27）年に国連において持続可能な開発目標（SDGs）が採択され、環境・経済・社会の統合的な取組が求められるようになりました。

日本では、2020（令和2）年に政府が2050年カーボンニュートラルを宣言しました。これを受けて2021（令和3）年に改定された地球温暖化対策計画では、2030年度において温室効果ガス46%削減（2013年度比）を目指すこととし、脱炭素社会の実現に向けて分野横断的な取組が展開されています。

環境問題に係る国内外の動向

年	主な出来事
2010(平成22)	生物多様性条約 COP10 愛知県開催
2011(平成23)	東日本大震災、福島第一原発事故 再生可能エネルギー促進法制定
2012(平成24)	生物多様性国家戦略 2012-2020 策定、第四次環境基本計画策定
2013(平成25)	連日の記録的猛暑、極端な気象現象が世界中で頻発
2014(平成26)	エネルギー基本計画（第4次）策定
2015(平成27)	国連サミットにおいて持続可能な開発目標（SDGs）採択、気候変動枠組条約 COP21 でパリ協定（対策のための新しい法的枠組）採択
2016(平成28)	持続可能な開発目標（SDGs）の実施のための我が国の指針の策定 地球温暖化対策計画を閣議決定 熊本地震
2017(平成29)	EUを中心に急進的なEV推進 九州北部豪雨災害
2018(平成30)	第五次環境基本計画策定、エネルギー基本計画（第5次）策定
2019(令和元)	東日本台風（台風19号）、房総半島台風（台風15号）災害
2020(令和2)	新型コロナウイルス感染症のパンデミック発生 カーボンニュートラル宣言、グリーン成長戦略策定
2021(令和3)	地球温暖化対策推進法改正、エネルギー基本計画（第6次）策定 気候変動枠組条約 COP26 でグラスゴー気候合意（気候変動対策、石炭火力発電の段階的廃止）採択 第5次愛知県環境基本計画策定
2022(令和4)	グリーンエネルギー戦略（中間整理） GX 実行会議 世界各地で気象災害発生 あいち地球温暖化防止戦略 2030 改定
2023(令和5)	第六次環境基本計画の策定に向けた検討

2. 本市の環境の現状と課題

(1) 地球温暖化対策

19世紀後半以降の記録から、世界の平均気温は上昇傾向にあり、その原因は二酸化炭素（CO₂）をはじめとした温室効果ガスの増加にあるとされています。近年は世界各地で、気温の上昇が一因とみられる異常気象や、異常気象による豪雨、台風などの災害が頻発しており、今後も地球温暖化の進行に伴い増加することが予測されています。今後も積極的な対策をとらず、化石燃料に依存した経済活動を続けると、世界平均気温は2081年～2100年には最大で5.7℃上昇すると予測されています（1850年～1900年を基準とした変化予測）。

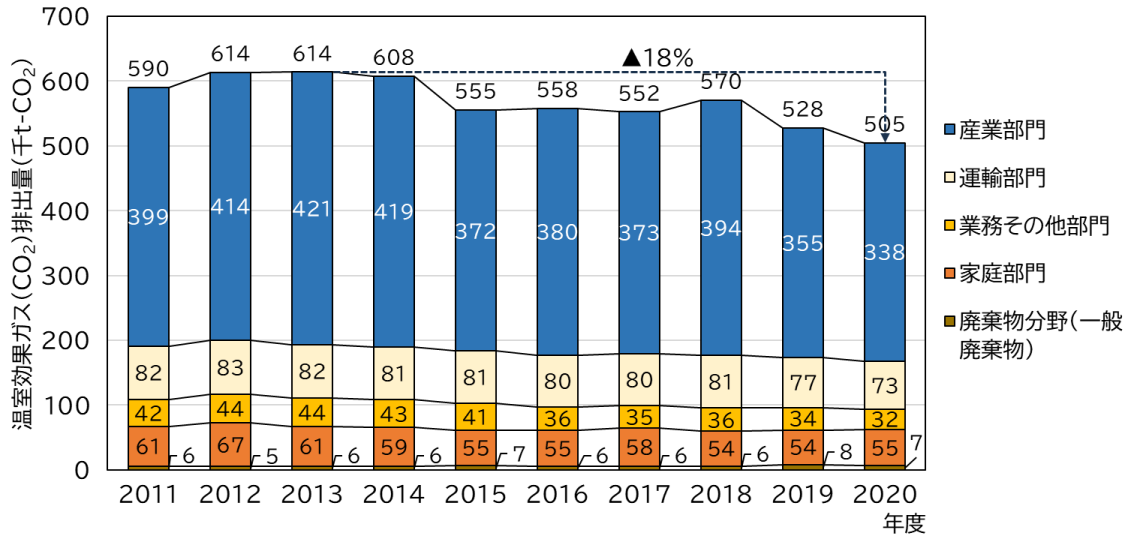
2015（平成27）年の国連サミットで採択された「パリ協定」では、こうした気候変動問題への対応として、すべての国が温室効果ガスの排出削減に取り組むことが定められました。我が国では2020（令和2）年に政府が2050年カーボンニュートラルを宣言しました。地球温暖化対策計画では、2030（令和12）年度において、温室効果ガス排出量を2013（平成25）年度から46%削減することを目指し、各主体及び分野横断的な排出量削減のための取組や、脱炭素型のライフスタイルへの転換、これらの地域脱炭素の取組を通じた地域の課題解決や魅力と質の向上を推進することとしています。

こうした国の動向を受け、愛知県では「あいち地球温暖化防止戦略2030」を2022（令和4）年12月に改定しました。国と同様、2030（令和12）年度において温室効果ガスを2013（平成25）年度から46%削減することを目指し、県民、事業者、市町村、県、教育・研究機関といった各主体における取組を推進することとしています。

環境省の自治体排出量カルテによると、本市における2020（令和2）年度の温室効果ガス（二酸化炭素）排出量は約50.5万t-CO₂であり、基準年（2013（平成25）年）と比べ約18%減少しています。一方、全国における同時期の排出量の減少率は約24%でした。部門別排出量構成比をみると、産業部門が全体の67%であり、愛知県、全国と比較して大きくなっています。

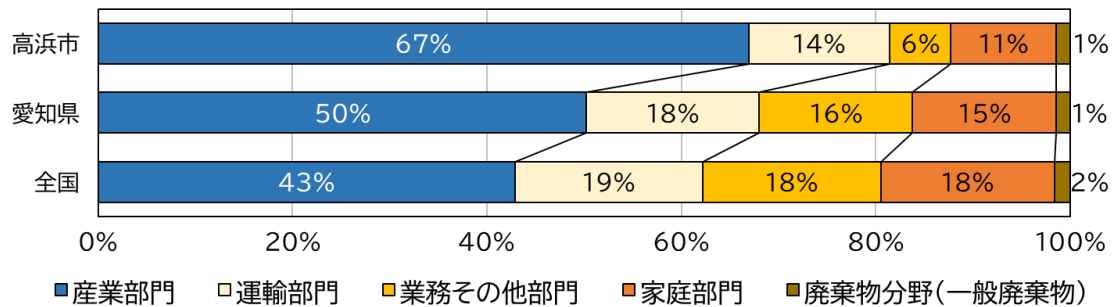
排出量削減を進めるために、市民、事業者、行政が連携し、省エネルギーのための取組や、再生可能エネルギー設備などの導入をより一層推進する必要があります。

本市における部門・分野別の温室効果ガス (二酸化炭素：CO₂) 排出量の経年変化



出典：環境省 自治体排出量カルテより作成

部門・分野別の温室効果ガス（二酸化炭素：CO₂）排出量構成比の比較 (2020 (令和2) 年度)



出典：環境省 自治体排出量カルテより作成

(2) 資源循環

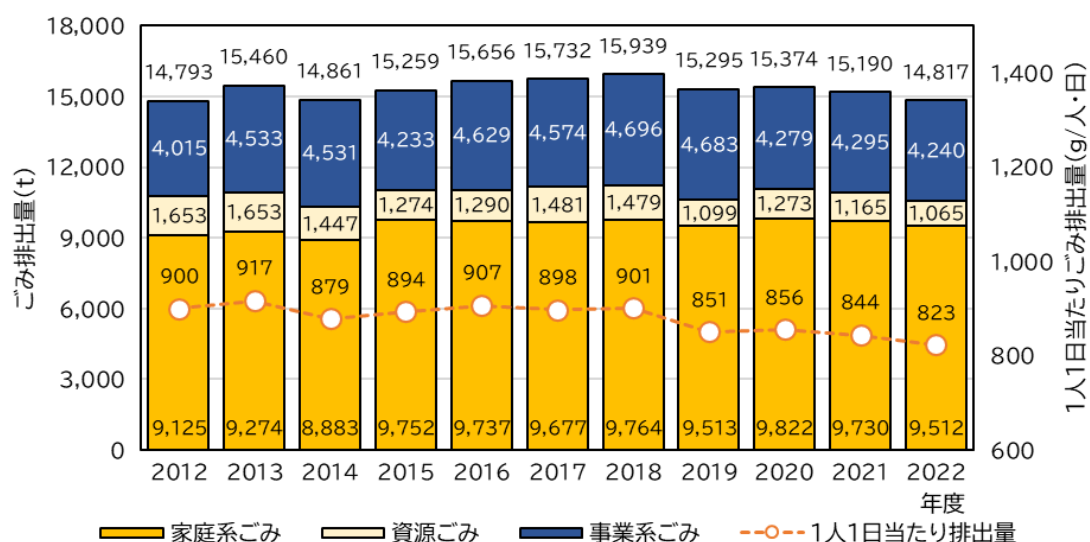
大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会活動は、天然資源の枯渇、生物多様性の損失、気候変動問題など、さまざまな環境問題に関連しています。資源・エネルギーの需要や廃棄物発生量の増加が世界中で深刻化しており、一方通行型の経済社会活動から、持続可能な形で資源を利用する「循環経済（サーキュラーエコノミー）」への移行を目指すことが世界の潮流となっています。

循環経済とは、従来の3Rの取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化などを通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止などを目指すものです。循環経済へ移行することは、企業の事業活動の持続可能性を高めることにもつながります。

本市のごみ（一般廃棄物）排出量は、2022（令和4）年度は14,817tとなっています。ごみ排出量は10年間で大きく変動していませんが、本市の人口が微増している一方で、市民1人1日当たりのごみ排出量は823gと微減しています。

将来にわたり廃棄物の持続可能な適正処理を確保するためには、市民や地域、事業者といった各主体が連携し、ごみ減量・資源化の取組をより一層推進する必要があります。

本市におけるごみ排出量の経年変化



出典：環境省 一般廃棄物処理実態調査結果より作成

(3) 生活環境

本市を含む衣浦東部地域は、ものづくりの拠点地域として工業集積がみられ、広域的な都市活動圏を構成しています。国道 247 号や国道 419 号といった幹線道路は交通量が多く、大型車混入率や混雑度が高くなっています。

本市の生活環境（騒音、大気、水質、ごみの不法投棄）の現状として、公害に関する苦情は騒音・振動が中心です。苦情件数は年によってばらつきはあるものの、毎年数十件の苦情が寄せられており、未然防止の取組や、苦情発生時の適切な対応が必要です。

道路沿線の騒音については、調査対象区間にある 9 割以上の住居で環境基準を達成していますが、国道 419 号沿線の一部の住居で環境基準を達成していない状況となっています。

大気環境については、高浜小学校での測定の結果、光化学オキシダントが環境基準を超える日数が毎年 50～60 日程度で推移しています。市民アンケート結果では、10 年前と比較して「空気がきれいになった」と感じていない人（「当てはまらない」、「やや当てはまらない」と回答した人）が回答の 6 割程度を占めました。

河川水質については、環境基準が設定されている稗田川の水質測定結果では環境基準（河川 C 類型）に適合しています。市民アンケート結果では、10 年前と比較して「河川などの水がきれいになった」と感じていない人（「当てはまらない」、「やや当てはまらない」と回答した人）が回答の 6 割以上を占めました。市民への健康影響はもちろんのこと、水のきれいさや快適さ、生息する生き物の視点からもより一層水質を改善するため、生活排水対策などの取組が必要です。

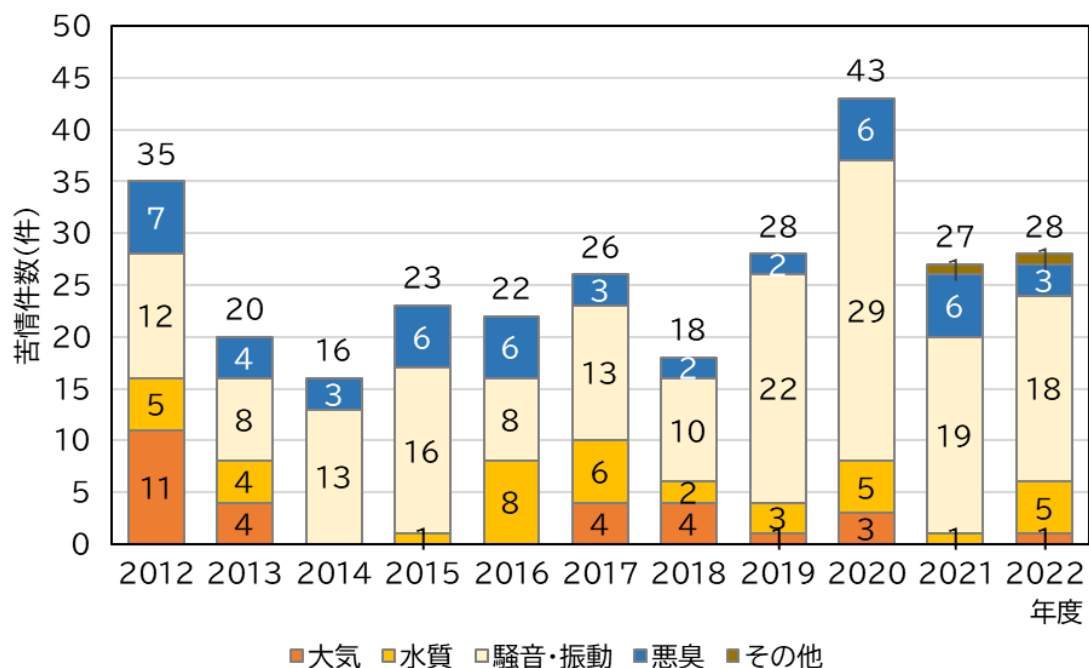
ごみのポイ捨て、不法投棄については、市民アンケート結果において、10 年前と比較して「ごみのポイ捨てや不法投棄が減った、清掃が進んでいる」と感じている人（「当てはまる」、「やや当てはまる」と回答した人）が回答の 5 割を占めました。一方で、市民アンケート及び小学生アンケート結果において、本市の環境について「ポイ捨てや不法投棄などが無い、美しいまち」になることを望む回答が最も多くなっています。ポイ捨て・不法投棄ごみは海洋プラスチック問題の原因となり、生態系への影響を及ぼすことから、さらなる取組が必要です。

市民の健康や暮らしの安全・安心・快適さを守るため、自動車騒音や大気中の光化学オキシダント、家庭からの生活排水対策、ポイ捨て・不法投棄対策を推進する必要があります。

①公害苦情件数

市内各地から寄せられる公害苦情は、年によってばらつきはあるものの、年間10件～40件程度で推移しており、その中でも騒音・振動に関するものが最も多くなっています。

本市における公害苦情件数の推移



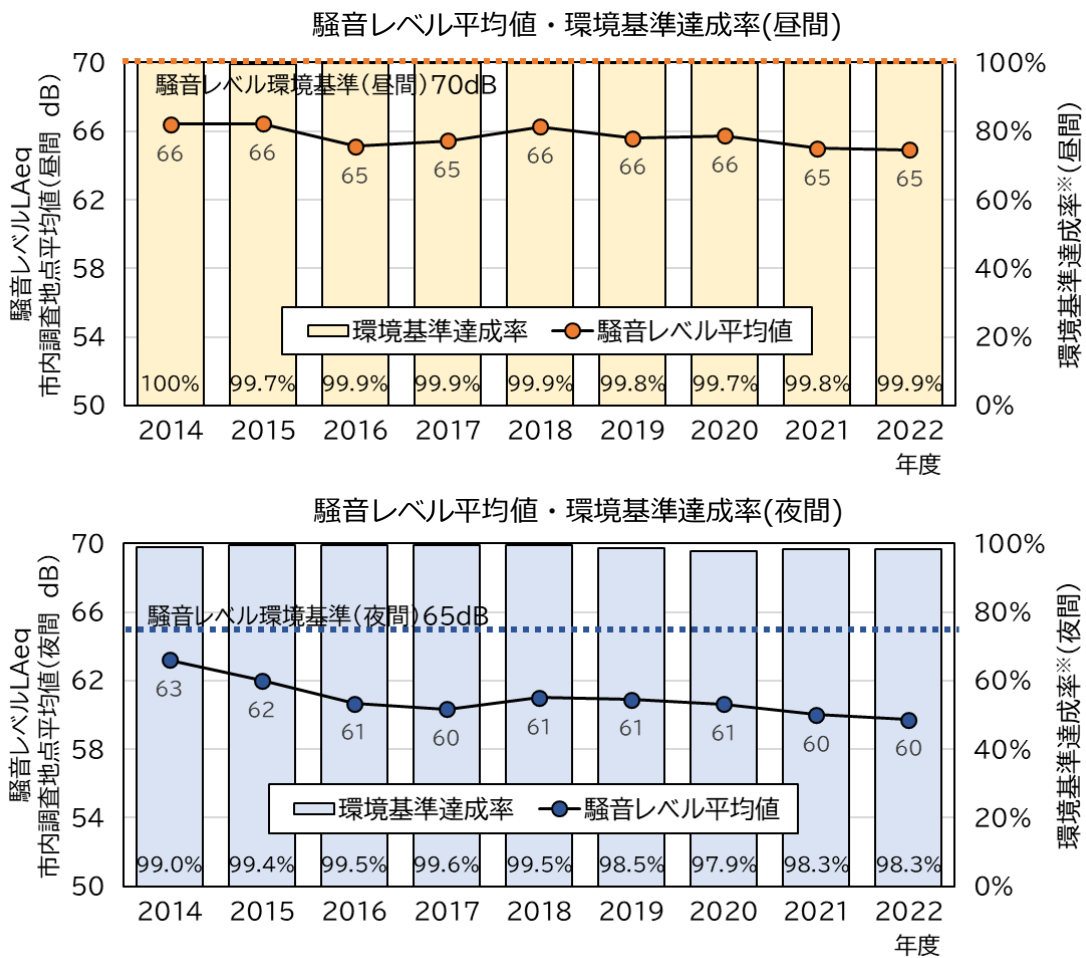
高浜市市民部経済環境グループ資料より作成

②騒音

本市では、道路沿線の11区間において愛知県が測定を行っています。

調査対象区間にある98%以上の住居では昼間、夜間の騒音レベルが環境基準を達成していますが、国道419号付近の区間などでは、一部の住居で環境基準を達成しない状況となっています。

本市における自動車騒音調査結果の経年変化



出典：愛知県ホームページ あいちの環境より作成

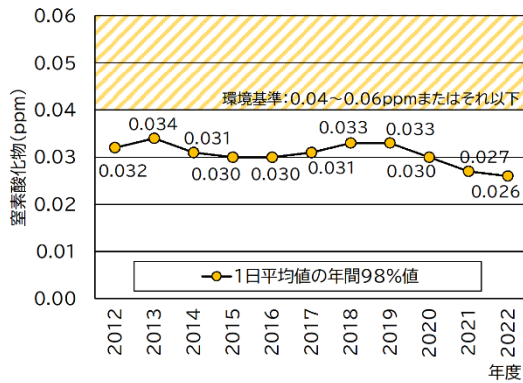
※環境基準達成率：調査地点毎の対象道路区間で、道路端から50m範囲内の調査区間にある住居等のうち、環境基準を達成する戸数の割合を示します。

③大気

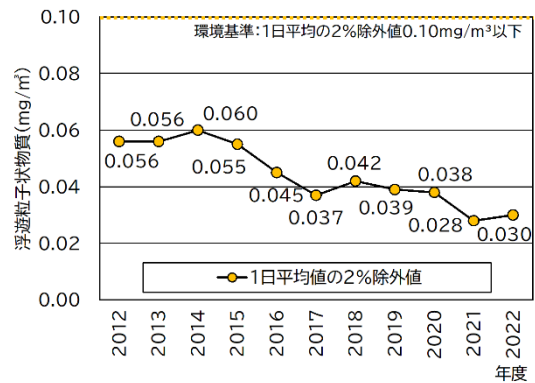
市内では、高浜小学校において愛知県が大気環境測定を行っています。

- ・高浜小学校における窒素酸化物、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質の測定結果は2012（平成24）年以降大気環境基準に適合しています。
- ・光化学オキシダントの年平均濃度は、2012（平成24）年以降、愛知県平均値と同程度の約0.03ppmで横ばいですが、環境基準（昼間の1時間値0.06ppm以下）を超える日数は毎年50～60日程度で推移しています。

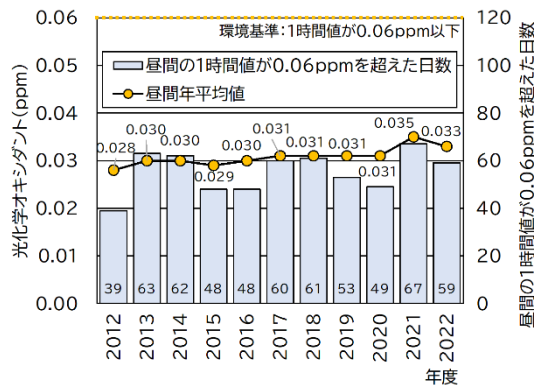
本市における大気汚染調査結果の経年変化



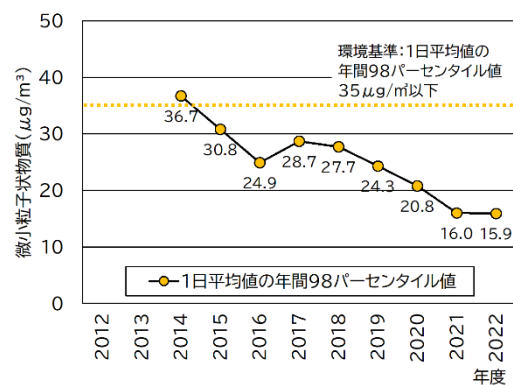
窒素酸化物



浮遊粒子状物質



光化学オキシダント



微小粒子状物質

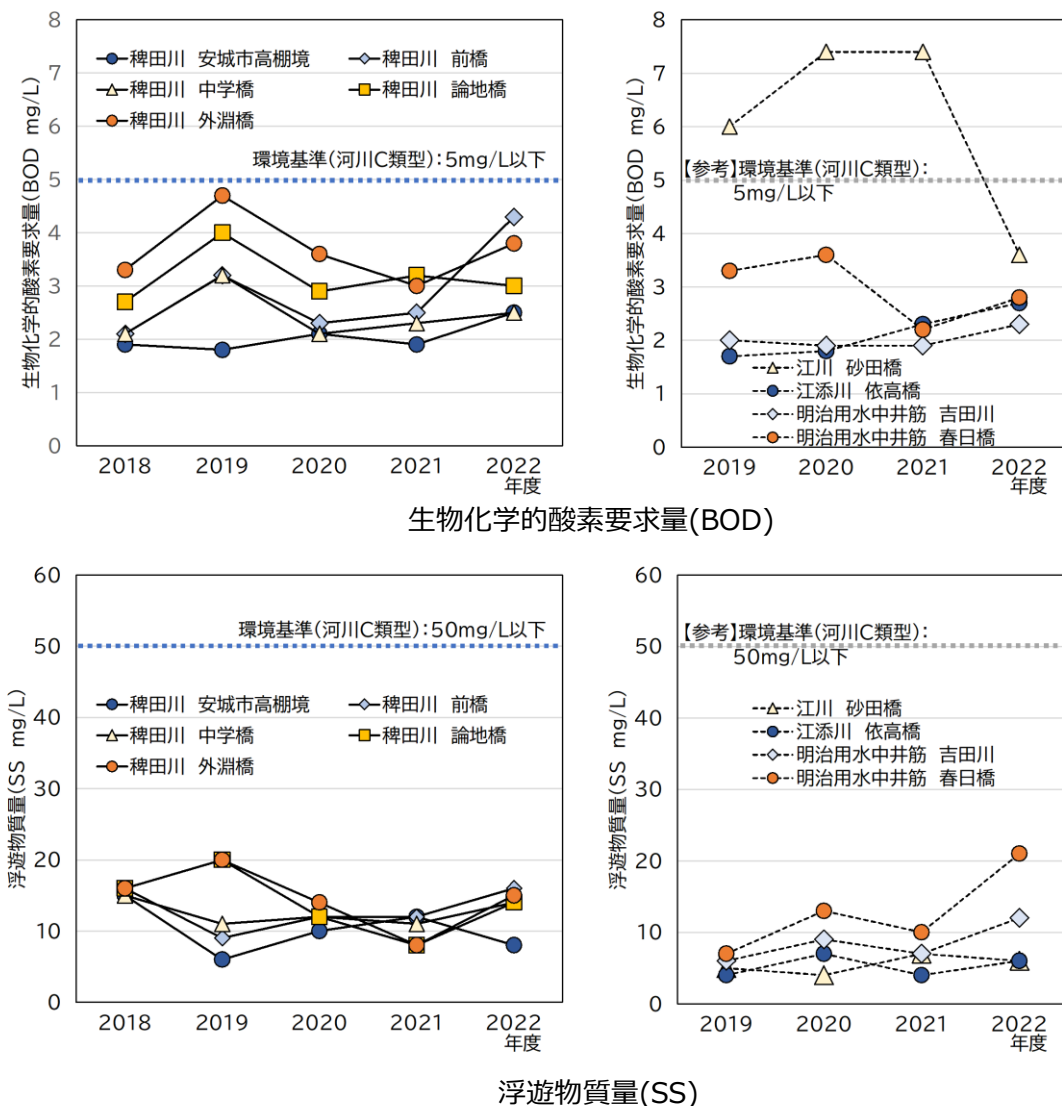
出典：愛知県ホームページ あいちの環境より作成

④河川水質

本市では、市内の9地点（稗田川、江川、江添川及び明治用水）において水質調査を行っています。

- ・市内では稗田川の水質について環境基準が指定されていますが、2018（平成30）年度以降の調査結果は環境基準（河川C類型）※に適合しています。
- ・一方、環境基準が指定されていない市内の河川をみると、江川（砂田橋）では、生物化学的酸素要求量（BOD）が環境基準より高い濃度となっている年もあります。

本市における水質汚濁調査結果の経年変化



高浜市市民部環境経済グループ資料より作成

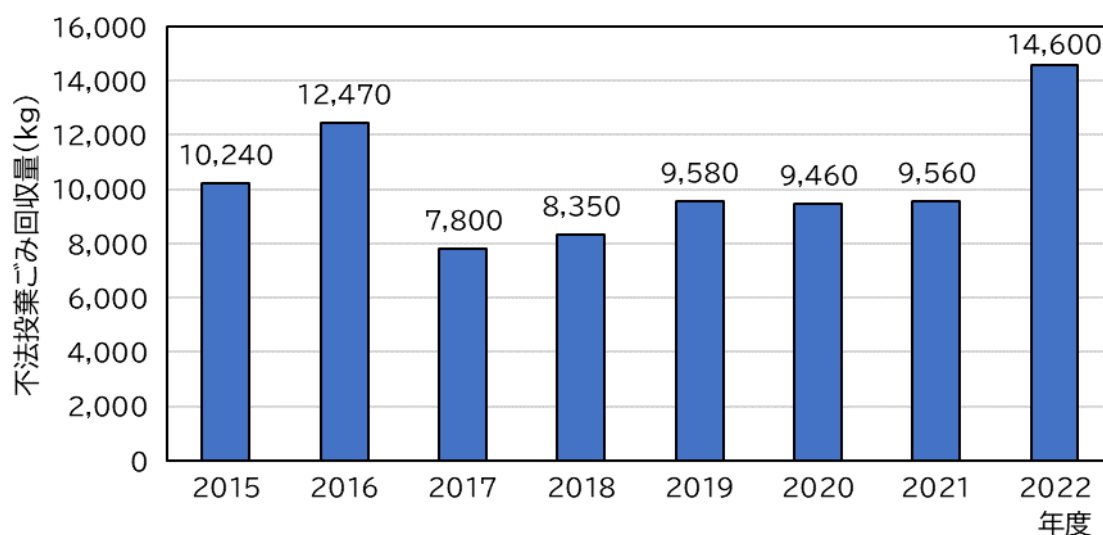
※ 環境基準（河川C類型）：河川水の利用区分として「水産3級（コイ、フナ等の水産生物レベル）」、「工業用水1級（沈殿等による通常の浄水操作で利用できるレベル）」に適合できる水質として満たすことが求められる基準。

⑤ごみの不法投棄

市内各地でごみのポイ捨て、不法投棄や分別ルールの不徹底が問題となっています。市内の各種団体がパトロールなどを実施していますが、不法投棄の回収量は増加傾向にあります。2022年度については、パトロール体制を強化し、不法投棄ごみをきめ細かく回収したことや、家具、自動車部品等の重量物の不法投棄が増加したため、不法投棄ごみ回収量が増加したと考えられます。

ポイ捨てをしない風土づくりを進めるとともに、ポイ捨てされた場合に、分解されず自然環境下で長く残り続けるプラスチックの生態系などへの影響について情報共有する必要があります。

本市における不法投棄ごみ回収量



高浜市市民部経済環境グループ資料より作成

(4) 自然共生社会

地球上には 3,000 万種類もの生き物がいるといわれています。これらの生き物はほかの生き物と支え合いながら生きています。人間も例外ではなく、食料や水、空気、薬の原料など、生物多様性の恩恵を受けて生きています。

近年、日本でも生物多様性の危機が叫ばれています。原因として、開発や乱獲、生物多様性が育まれる里地里山の手入れ不足、外来種による生態系のかく乱、気候変動が指摘されています。環境省 レッドリスト 2020 によると、これらの原因により、日本に生息・生育する野生生物及び海洋生物のうち、3,772 種が絶滅のおそれがあるとされています。人類存続の基盤としての健全な生態系を確保し、生態系による恵みを維持・回復させるために、従来の生物多様性保全施策はもちろん、気候変動や資源循環などの様々な分野の施策と連携した取組が必要です。

本市固有の生態系を育む環境・景観としては、市内を流れる河川、北部・東部の農地、衣浦湾などが挙げられます。緑地としては、約 1,000 本のソメイヨシノが植えられ、千本桜として観光名所となっている大山緑地のほか、都市公園、公共施設内の緑地、広場、工場緑地や寺社林などの民間施設緑地が整備されています。

鳥類としては、サギ、ウ、カルガモ、コゲラ、カワセミなどの野鳥の生育が確認されています。市内の民間事業所敷地で 2015（平成 27）年にコアジサシの営巣跡が確認されたことから、営巣地保全に向けた取組が行われています。

魚類として、稗田川ではフナ、ナマズなどが確認されています。衣浦大橋付近は釣りの名所として、ハゼ、セイゴなどの魚類が確認されています。

これらの自然環境を保全する取組として、稗田川の河川敷における彼岸花の花植え活動や、市内各地での清掃活動などが行われています。市民アンケートでは、10 年前と比較して「公園や緑地、水辺の整備が進んだ」「まちの景観がよくなった」と感じている人（「当てはまる」、「やや当てはまる」と回答した人）が、いずれも回答の約 5 割を占めました。引き続き、水辺や公園、緑地を保全し、生態系を維持・回復していくための取組が必要です。

また近年では、ヌートリア、オオクチバスなどの外来種が地域の自然環境などに影響を及ぼすとして愛知県内各地で問題となっています。本市においても、ヌートリアやジャンボタニシなどの外来種による農作物への被害が報告されており、これ以上被害を拡大させないための対策が必要です。

市内河川の緑化状況



大山緑地の千本桜



市内事業所敷地に飛来、営巣した コアジサシ



出典：西三河南部生態系ネットワーク
形成フォーラム資料（2018年12月）

稗田川の彼岸花



(5) 環境教育・学び

本市の環境をよりよくし、将来にわたって持続可能な環境を作り上げていくためには、市民、事業者、行政がそれぞれの立場でできることに加え、協働・共創の取組によりできることに取り組んでいく必要があります。

市内の小学校では、川遊び、清掃活動、水質調査、生物の世話、ビオトープの整備などの体験学習が行われています。また、市の自然や景観に親しむ活動として、まちづくり協議会や民間事業者による野鳥観察会や、高浜市観光協会によるさんぽみちのPR活動などが行われています。

一方、市民アンケートでは、環境への取組状況と取組の意向、取り組む意向がない場合の理由を伺いました。地域で開催されている緑化活動や自然観察会については普段から取り組んでいる人が少なく、取り組む意向がない人が多い傾向にありました。その理由として、特に市の将来の環境を担う子どもたちの親世代において、多忙なため参加が難しいとする意見が多くありました。

市の未来の環境を担う子どもたちはもちろん、市民、事業者といった各主体が環境について自発的に学び、行動することを推進する必要があります。

高取小学校における自然学習活動の様子



出典：愛知県高浜市立高取小学校ブログ

市内小学校における出前授業の様子



3. 市民・事業者の意識

環境基本計画を策定するにあたり、以下のとおりアンケート調査を実施しました。

(1) 市民向けアンケート

① 調査対象

本市にお住まいの15歳以上の方 500人
※無作為抽出

② 調査方法

郵送でアンケートを配布、郵送またはインターネットフォームにて回収

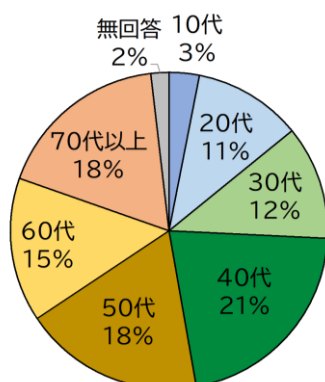
③ 調査期間

2023（令和5）年9月26日～10月13日
（インターネットの場合：2023（令和5）年9月26日～10月15日）

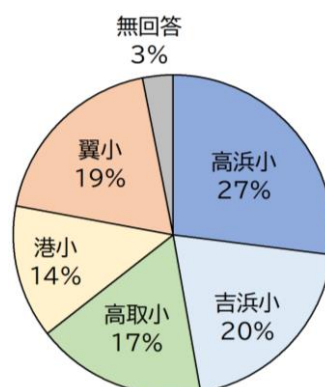
④ 回答数

163件（回答率32.6%）

回答者の年齢構成



回答者の居住小学校区構成



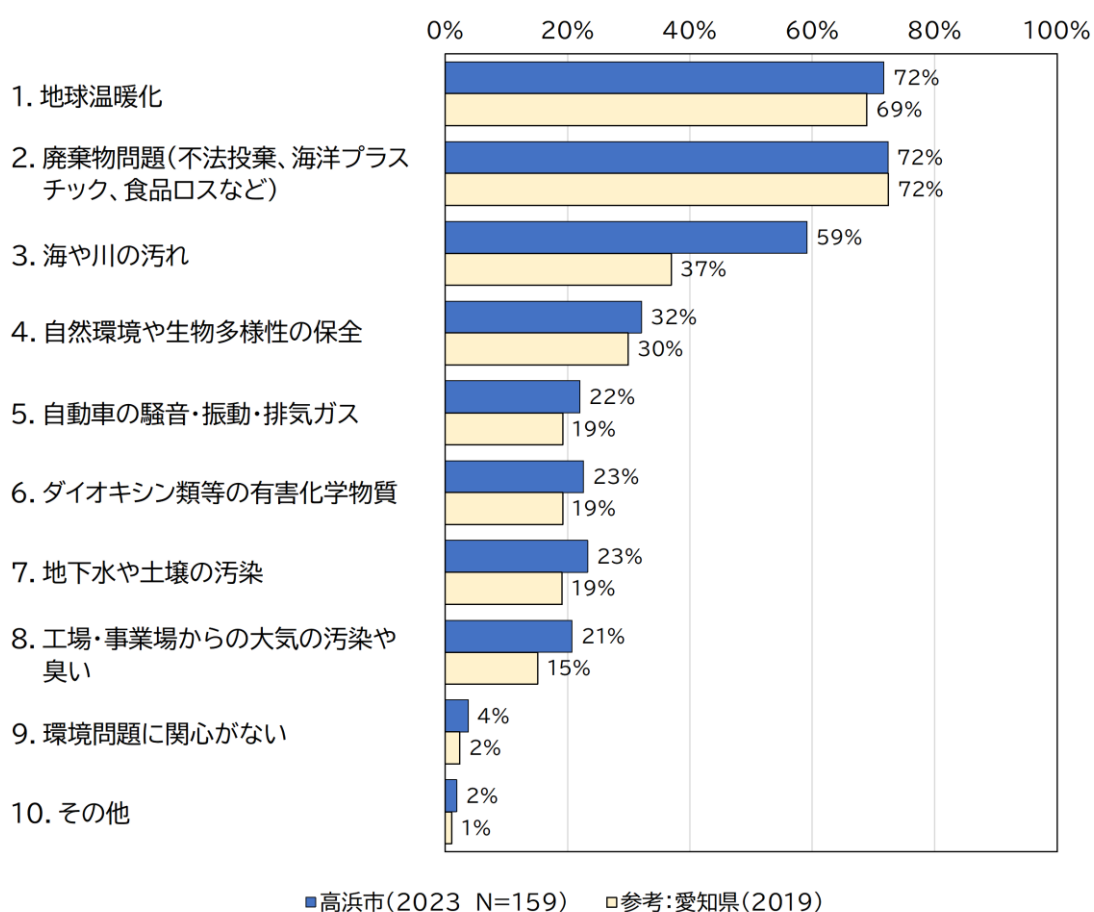
⑤ アンケート結果

【1. あなたの環境問題への関心、知識について】

環境問題のうち、あなたはどんな問題に関心がありますか。該当するものを次の項目から全て選んでください。

「1. 地球温暖化」、「2. 廃棄物問題（不法投棄、海洋プラスチック、食品ロスなど）」と回答した人の割合が全体の72%と最も多い結果となりました。

愛知県全体の意識調査結果（2019年）と比較すると概ね同様の傾向でしたが、「3. 海や川の汚れ」の回答割合が20ポイント以上多い結果となっています。



※参考データ出典：愛知県 2019 年度県政世論調査（これからの環境政策の方向性）

調査対象：愛知県内に居住する 18 歳以上の男女 3,000 人

回答者数：1,516 人（回収率 50.5%）

調査時期：2019 年 7 月 1 日～7 月 20 日

愛知県の意識調査の実施時期、回収率等は今回のアンケート調査とは異なっているため、単純に結果を比較できないことに注意が必要です。

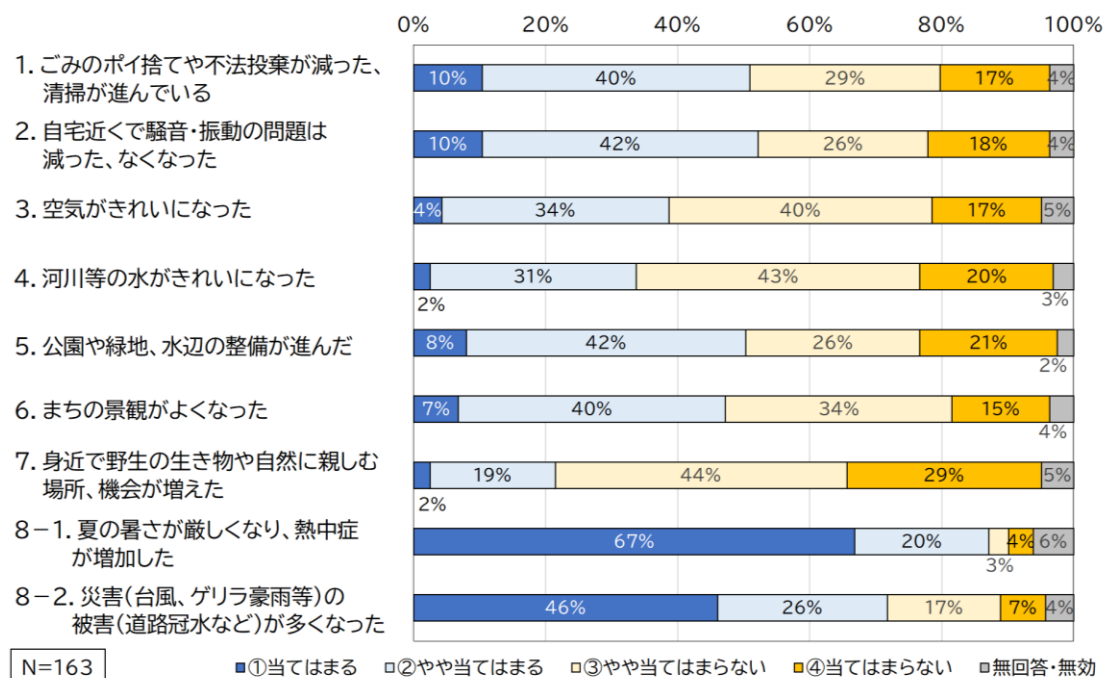
【2. 高浜市の環境などについて】

高浜市の今の環境や、普段生活されている環境について、10年前と比較してどうなったと感じていますか。次に示す項目について、それぞれ、①～④の選択肢から一番近いと考えるものを選んでください。

「当てはまる」または「やや当てはまる」と回答した人の割合が多かったのは、「2. 自宅近くで騒音・振動の問題は減った、なくなった」(52%)、「5. 公園や緑地、水辺の整備が進んだ」(50%)、「1. ごみのポイ捨てや不法投棄が減った、清掃が進んでいる」(50%)でした。

「当てはまらない」または「やや当てはまらない」と答えた回答者の割合は、「7. 身近で野生の生き物や自然に親しむ場所、機会が増えた」(73%)、「4. 河川などの水がきれいになった」(63%)、「3. 空気がきれいになった」(57%)で多くなっています。

普段の生活における地球温暖化による影響の実感について、「当てはまる」または「やや当てはまる」とした回答した人の割合は、「8-1. 夏の暑さが厳しくなり、熱中症が増加した」(82%)、「8-2. 災害(台風、ゲリラ豪雨等)の被害(道路冠水など)が多くなった」(72%)のいずれも多くなっています。

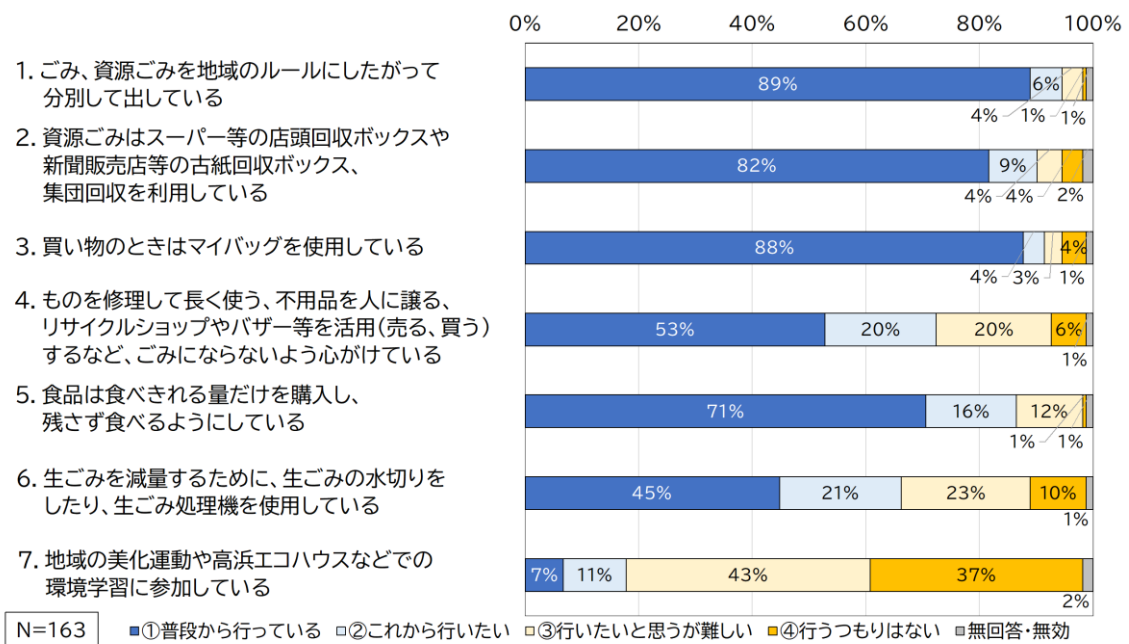


【3. ごみ問題解決のための行動について】

ごみを減らして有効活用し、地域のごみ問題を解決するための行動として、次に示すものについて、それぞれ①～④の選択肢からあてはまるものを選んでください。

「普段から行っている」または「これから行いたい」と回答した人の割合が多かったのは、「1. ごみ、資源ごみを地域のルールにしたがって分別して出している」(95%)、「3. 買い物のときはマイバッグを使用している」(92%)、「2. 資源ごみはスーパーなどの店頭回収ボックスや新聞販売店などの古紙回収ボックス、集団回収を利用している」(91%) でした。

一方、「7. 地域の美化運動や高浜エコハウスなどでの環境学習に参加している」について、回答者の43%が「行いたいと思うが難しい」、37%が「行うつもりはない」としています。

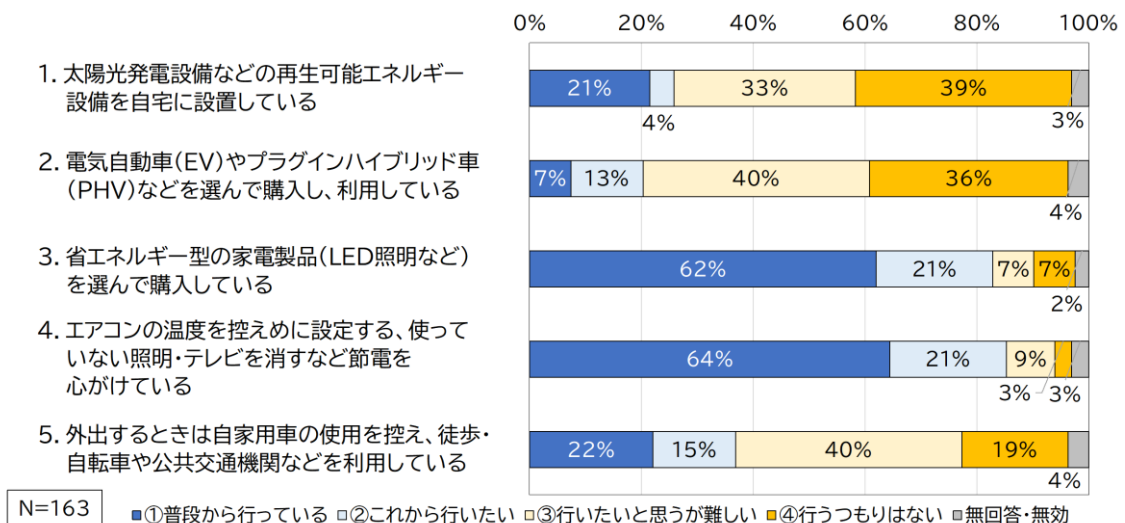


【4. 地球温暖化防止のための行動について】

二酸化炭素などの温室効果ガス排出削減、省エネルギーのための取組として、次に示すものについて、それぞれ①～④の選択肢からあてはまるものを選んでください。

「普段から行っている」または「これから行いたい」と回答した人の割合が多かったのは、「4. エアコンの温度を控えめに設定する、使っていない照明・テレビを消すなど節電を心がけている」(85%)、「3. 省エネルギー型の家電製品(LED照明など)を選んで購入している」(83%)でした。

「1. 太陽光発電設備などの再生可能エネルギー設備を自宅に設置している」、「2. 電気自動車(EV)やプラグインハイブリッド車(PHV)などを選んで購入し、利用している」については、いずれも回答した人の7割以上が「行うつもりはない」または「行いたいと思うが難しい」としています。

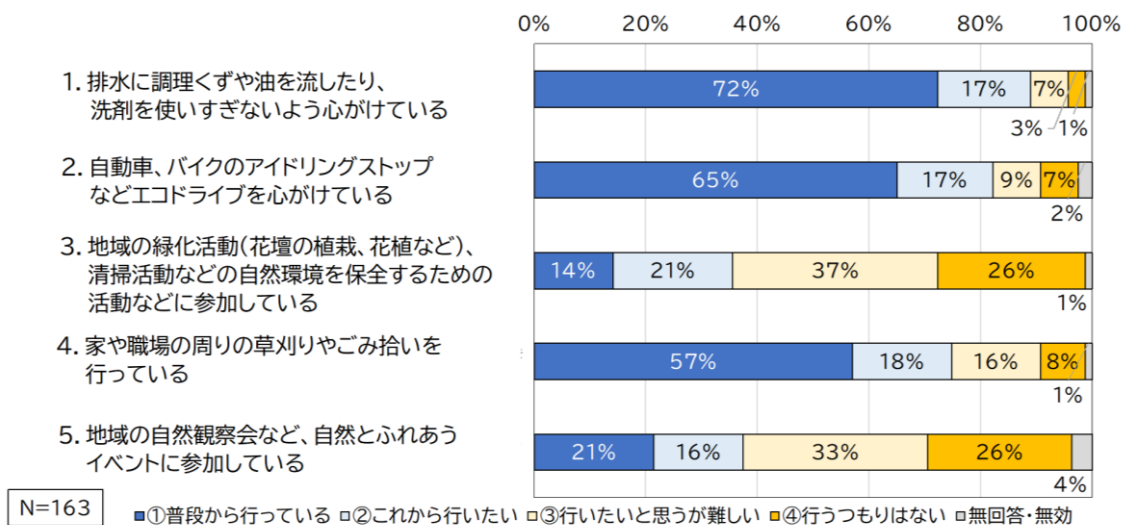


【5. 環境に配慮した行動について】

生活環境や自然環境のための行動や、自然とのふれあい活動として、次に示すものについて、それぞれ①～④の選択肢からあてはまるものを選んでください。

「普段から行っている」と答えた回答者の割合が多かったのは、「1. 排水に調理くずや油を流したり、洗剤を使いすぎないように心がけている」(72%)、「2. 自動車、バイクのアイドリングストップなどエコドライブを心がけている」(65%)、「4. 家や職場の周りの草刈りやごみ拾いを行っている」(57%)でした。

一方、「3. 地域の緑化活動(花壇の植栽、花植など)、清掃活動などの自然環境を保全するための活動などに参加している」、「5. 地域の自然観察会など、自然とふれあうイベントに参加している」について、回答した人の5割以上が「行うつもりはない」または「行いたいと思うが難しい」としています。

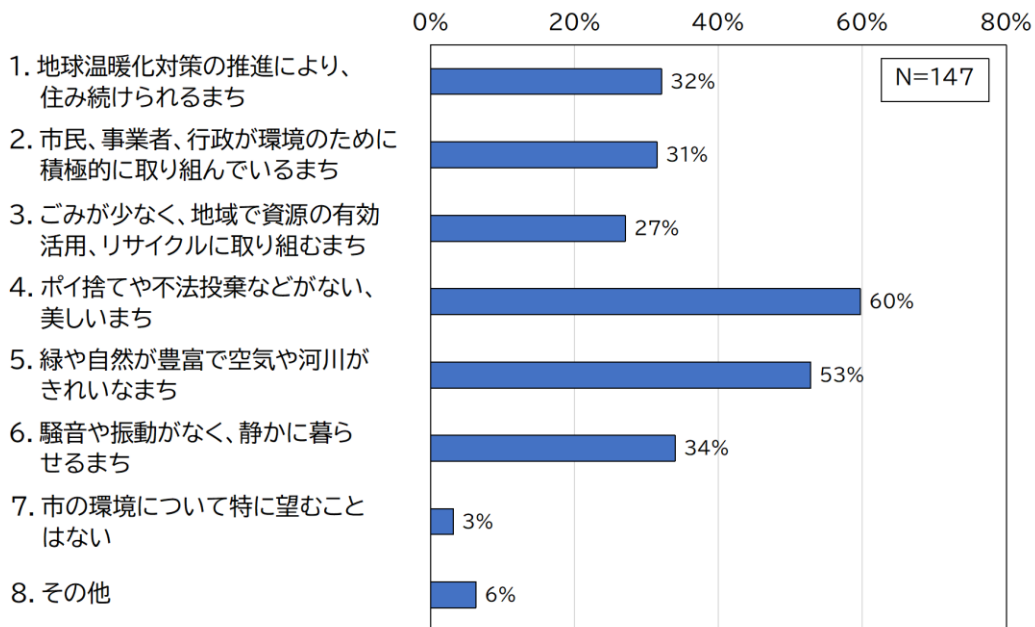


【6. 今後の高浜市の環境について】

高浜市の環境が今後どうなることを望みますか。以下から最大3つまで選択してください。

回答した人の割合が多く5割を超えたのは、「4. ポイ捨てや不法投棄などがない、美しいまち」(60%)、「5. 緑や自然が豊富で空気や河川がきれいなまち」(53%)でした。

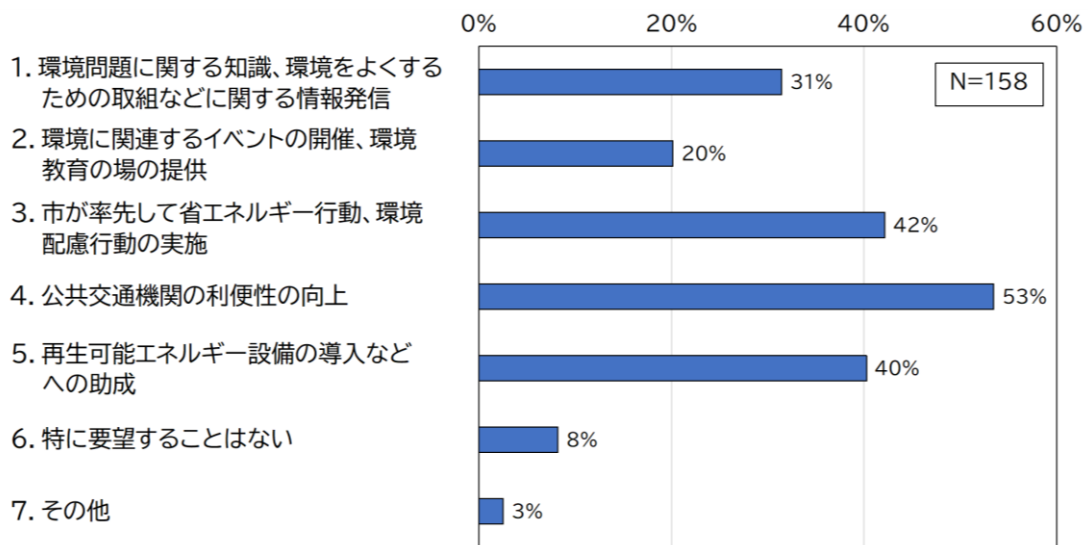
次いで、「6. 騒音や振動がなく、静かに暮らせるまち」(34%)、「1. 地球温暖化対策の推進により、住み続けられるまち」(32%)、「市民、事業者、行政が環境のために積極的に取り組んでいるまち」(31%)が多く、回答した人の3割以上が選択しています。



【7. 高浜市へ期待することについて】

環境に関連して、市へ期待することを、以下から最大3つまで選択してください。

回答した人の割合が最も多かったのは「4. 公共交通機関の利便性の向上」(53%)でした。次いで、「3. 市が率先して省エネルギー行動、環境配慮行動の実施」(42%)、「5. 再生可能エネルギー設備への導入などへの助成」(40%)、「1. 環境問題に関する知識、環境をよくするための取組などに関する情報発信」(31%)と回答した人の割合が多くなっています。



【8. 市民、事業者、行政が行うべき取組・行動について】

A. 地球温暖化対策の推進に向け、市民、事業者、行政がどのような取組・行動を行うべきか、お考えがあれば自由に記載してください。

以下のような回答がありました。(同様の意見が複数あった場合、代表的なもののみを掲載しています)

◆ 市民

行動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 夏などは打ち水をする。すだれ、よしずなどの日よけなどを利用する。 ・ 熱中症の問題もあって、難しい部分はあるが、できるだけ設定温度を高めエアコンを使用する。 ・ リサイクル、リユースを意識した行動 ・ ゆとりある運転、アイドリングストップ ・ 節電、省エネ ・ 個人個人が無駄な電力を減らし、なるべく歩ける所などは歩いて買い物。 ・ 創意工夫で限りある地球の資源をどう使うか利用出来るか考える。 ・ エアコンの温度を1度あげる。 ・ 省エネ家電への買換え ・ プラスチックのごみを減らす。 ・ ごみの分別を確実にを行う。 ・ リサイクルの知識 ・ 自分の生活環境美化に、積極的に参加する。 ・ 町内会の仕事を全員で公平に行う。 ・ 空き家対策や省エネリフォームの推進化。 ・ ごみの不法投棄をなくす。
意識	<ul style="list-style-type: none"> ・ 少しの努力でいいから…という気持ちを持つ。 ・ それぞれの立場で出来ることから始めていく。 ・ 各個人が意識を持って行動する。「誰かがやる」という考えを捨て、「自らがやる」という意識改革が必要。 ・ まず自分の周りから少しずつできればいい。 ・ 楽しく取り組む。 ・ 1人1人の意識の向上 ・ 自分の損得でなく、子孫の幸せを考えられる人になること。

◆ 事業者

<p>行動</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 率先してエコカーなどの導入を。 ・ 設備などの省エネルギー化 ・ 市民がくつろげるような場所で、リサイクル品で作った物などを展示してほしい。 ・ 行政と一緒に活動できるといい。 ・ エアコンの温度を1度あげ、空気の循環をよくする。 ・ 24時間営業を止める。 ・ 夜間の営業縮小による騒音防止 ・ 環境対策を取ってほしい（二酸化炭素：CO₂削減対策）。 ・ 緑化に積極的に取り組み、事業所周りから、美化清掃を行う。 ・ 沿道の草取りを常時行ってほしい。 ・ 地域柄輸送トラックの量が多いので、会社単位の輸送でなく共同での輸送などの実施を望みます。 ・ 二酸化炭素（CO₂）排出低減 ・ 廃棄物の適切な処理
<p>意識</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業倫理として意識して取り組む。 ・ それぞれの立場で出来ることから始めていく。 ・ 事業者自体も意識改革しなければ何も変わらない。 ・ 自分の損得でなく、子孫の幸せを考えること。

◆ 行政

<p>行動</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市の車を減らす。エコカー導入など。 ・ 低排出ガス車への補助拡大、省エネ家電購入補助 ・ ソーラーパネル、蓄電池の補助金の創設 ・ 市民や事業者に対して助成をする。助成制度が分かりにくい部分もあるので誰が見ても分かるような内容にして欲しい。 ・ 県道の高架化による踏切廃止 ・ 老朽化した施設を早く直す。 ・ 補助金や助成金の投入と愛知県や国への働きかけ。 ・ 行政と事業者と市民の橋渡しをしてほしい。 ・ 環境美化活動を積極的に参加している学区ベスト3を広報誌に発表する。 ・ 環境の悪化によってどのように気候変動し、私達に影響するかなど勉強するような場をもうけてほしい。そして行政でも、どういった対策をしているのか市民としては知りたいです。 ・ 個人ができる環境対策の声かけ ・ イベント開催や情報発信をしてほしい。 ・ 公共施設などの緑化行事を増やし、市民参加を積極的に声かけする。
<p>意識</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ それぞれの立場で出来ることから始めていく。 ・ 自分の損得でなく、子孫の幸せを考えること。

【8. 市民、事業者、行政が行うべき取組・行動について】

B. ごみの減量を一層推進するために、市民、事業者、行政がどの様な取組・行動を行うべきか、お考えがあれば自由に記載してください。

以下のような回答がありました。(同様の意見が複数あった場合、代表的なもののみを掲載しています)

◆ 市民

ごみ減量	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要な量を把握し、それ以上は購入しないようにする。ムダにしないよう、保存法などを調べる。 ・ 長く使用できるものを選ぶ。 ・ ごみ処理機やコンポストなどを利用し、ごみ削減 ・ エコバッグの利用
リサイクル	<ul style="list-style-type: none"> ・ いらなくなった物を売る場所の説明がもっとあった方がいい。(リサイクル場所) ・ 小さなものでも分別して安易にごみにしない。 ・ リサイクルの徹底 ・ ごみの分別、リサイクルなどの意識を高める
ルール	<ul style="list-style-type: none"> ・ ルールの徹底 ・ ごみを捨てる人に公平に立ち当番の仕事を分担する。 ・ 1家族2袋までといった、ごみ出しの規定を設ける。指定ごみ袋の値段を高くし、各家庭からのごみの量を抑制する。
意識	<ul style="list-style-type: none"> ・ まず自分の周りから少しずつできればいい。 ・ 美化・地球温暖化に関心を持ち行動する(喜びを感じる) ・ 1人1人の意識の向上 ・ 日頃の心がけ

◆ 事業者

ごみ減量	<ul style="list-style-type: none"> ・ なるべく簡易包装する。 ・ 各事業者がごみの排出を減らしていくよう、毎年結果報告をする。 ・ 小売業者：野菜などのビニール包装を少なくする（バラ売り）紙袋などにする。 一個の容量を多くする。 ・ 肉野菜や惣菜など、少量パックを充実させる。 ・ 売上を考慮した生産数の最適化（フードロスの低減など） ・ 廃棄を減らす。 ・ 紙の情報の削減
リサイクル	<ul style="list-style-type: none"> ・ 再生利用 ・ 分別を簡単にできるように簡素化する。
環境影響	<ul style="list-style-type: none"> ・ プラごみ対策された商品作り。
イベント	<ul style="list-style-type: none"> ・ アロマを使った手作り石けんや洗剤を簡単に作れる方法など地球にやさしいイベント ・ ごみがどのようにリサイクルされ、どのような製品に生まれ変わるのか見学ツアーなどを組んでもらえるとより意識が向上すると思う。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政と一緒に活動できるといい。 ・ 事業者から出る廃材は多いので利益追求+市民貢献を考えてほしい。 ・ ポイントや金券と交換できる様な所を増やして欲しい。 ・ なるべく環境配慮

◆ 行政

排出削減	<ul style="list-style-type: none"> ・ ごみ削減の取組に対して、ポイントなどを付けて、行動意欲を高める。 ・ 生ごみ処理機など購入の補助 バザーなど、誰でも参加しやすいように開く。 ・ 古い物の再利用の工夫を。 ・ 使わなくなった建物のリノベーション検討
リサイクル	<ul style="list-style-type: none"> ・ リサイクル系の補助金 ・ リサイクル分別の場所を増やす。 ・ 必ず出向くところで、分別でき、ポイ活が出来る仕組みをつくる。これだけ出したらごみ袋 1 枚もらえるなど…。
啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・ ごみリサイクルカレンダーを毎年配布 ・ ごみの分別をわかりやすく広める。 ・ ごみのルールをしっかりおしえる事 ・ ごみ処分にかかる費用がどれだけかかっているか市民にアピールし、ごみについての勉強会などを開催する。 ・ ごみ縮小方法の展示、広報での紹介など ・ 紙媒体でのアンケートの廃止（QR コードの活用など） ・ 適切な情報発信 ・ 美化活動に取り組み活動している方を最大限に褒める（喜びを持ち活動する）。 ・ 市民が参加できる（参加しやすい）プログラムでごみに対する意識向上を計画する。
ルール	<ul style="list-style-type: none"> ・ ごみステーションにスーパーやコンビニ袋程度の大きさの袋で捨てている方がいる。指定袋に極小サイズを作って欲しい。 ・ ごみ袋をもっと高い値段にする。 ・ 資源ごみ当番の廃止 夜間ごみ回収の検討。燃えるごみが昼まで回収出来ていない。 ・ 燃えるごみを捨てる場所に柵をし、施錠する。カメラを設置し、分別状況について調査する。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金や助成金、愛知県、国への働きかけ。 ・ 行政と事業者と市民の橋渡しをしてほしい。 ・ よいアイデアを職員からビルトアップする。

(2) 事業者向けアンケート

① 調査対象

市内の事業者 100社
※無作為抽出

② 調査方法

郵送でアンケートを配布、郵送またはインターネットフォームにて回収

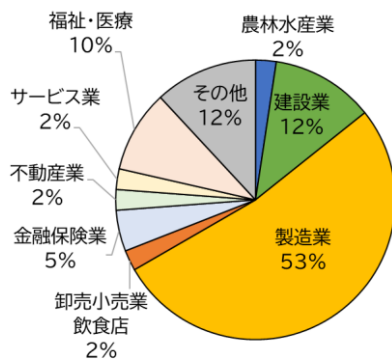
③ 調査期間

2023（令和5）年9月26日～10月13日
（インターネットの場合：2023（令和5）年9月26日～10月15日）

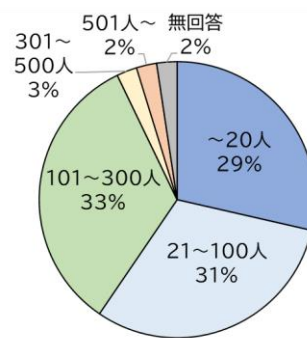
④ 回答数

42件（回答率42.0%）

回答者の業種構成



従業員数構成



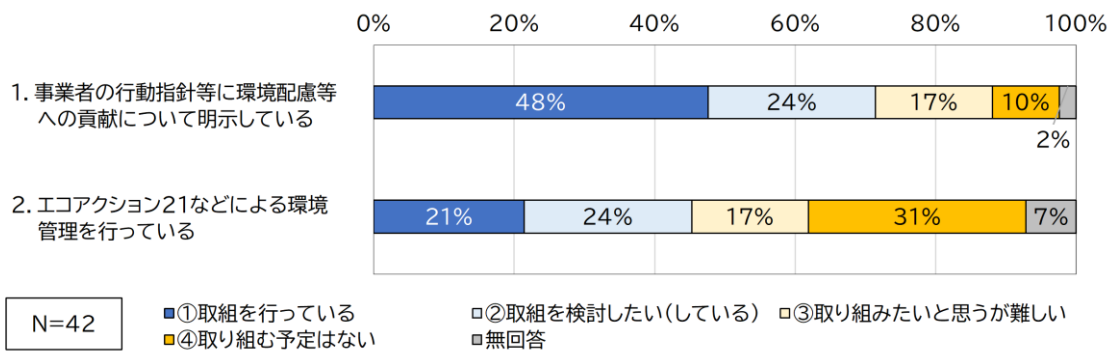
⑤ アンケート結果

【1. 事業活動における環境管理について】

事業活動における環境管理に関連する以下の取組について、それぞれ、①～④の選択肢からあてはまるものを選んでください。

事業活動における環境管理の取組として、「1. 事業者の行動指針などに環境配慮、社会の持続可能性への貢献について明示している」について、回答した事業者の48%が「取組を行っている」、24%が「取組を検討したい（している）」と回答しました。

一方、「2. エコアクション21などによる環境管理を行っている」について、回答者の17%が「取り組みたいと思うが難しい」、31%が「取り組む予定はない」と回答しています。

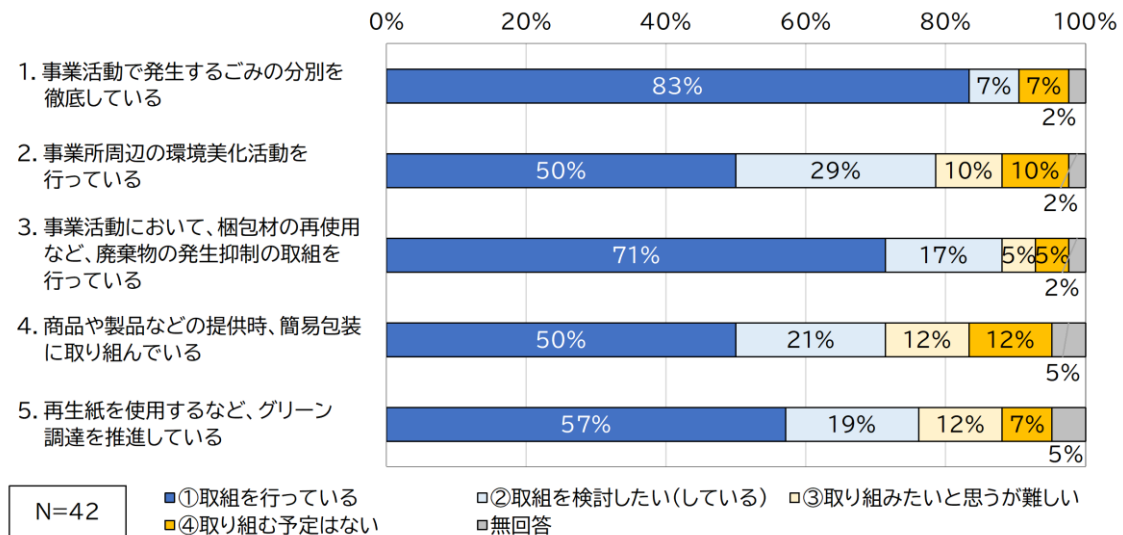


【2. ごみ問題解決のための行動について】

ごみの発生抑制・有効活用を進め、地域のごみ問題を解決するための取組として、以下に示すものについて、それぞれ①～④の選択肢からあてはまるものを選んでください。

いずれの設問についても、回答した事業者の50%以上が「取組を行っている」と回答し、「取組を検討したい（している）」を加えるといずれも70%以上となりました。

特に「取組を行っている」の割合が多かったのは、「1. 事業活動で発生するごみの分別を徹底している」(83%)、「3. 事業活動において、梱包材の再使用、廃棄物の発生抑制の取組を行っている」(71%)でした。

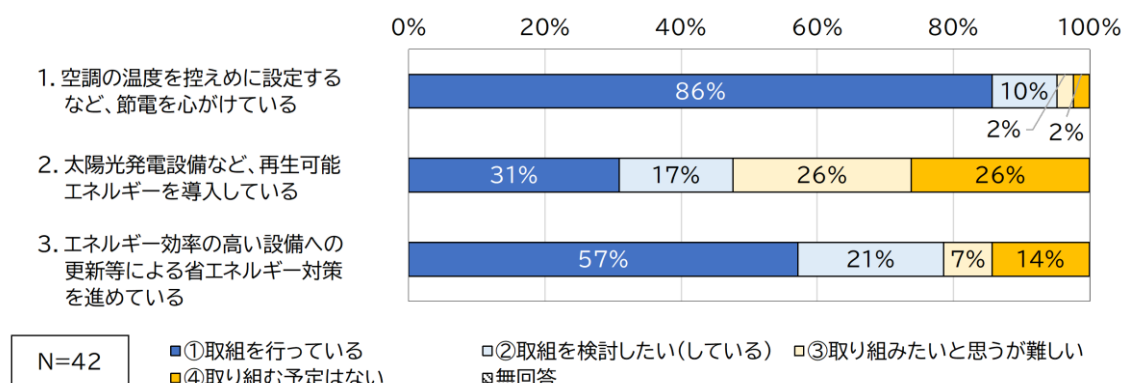


【3. 地球温暖化防止のための行動について】

二酸化炭素などの温室効果ガス排出削減、省エネルギーのための取組として、次に示すものについて、それぞれ①～④の選択肢からあてはまるものを選んでください。

「1. 空調の温度を控えめに設定する、使っていない部屋の消灯など、節電を心がけている」について、回答した事業者の86%が「取組を行っている」と回答しました。「3. エネルギー効率の高い設備への更新などによる省エネルギー対策を進めている」についても、回答した事業者の57%が「取組を行っている」、21%が「取組を検討したい(している)」と回答しました。

「2. 太陽光発電設備など、再生可能エネルギーを導入している」については、回答した事業者の31%が「取組を行っている」と回答した一方、「取り組みたいと思うが難しい」、「取り組む予定はない」と回答した事業者がそれぞれ26%となりました。

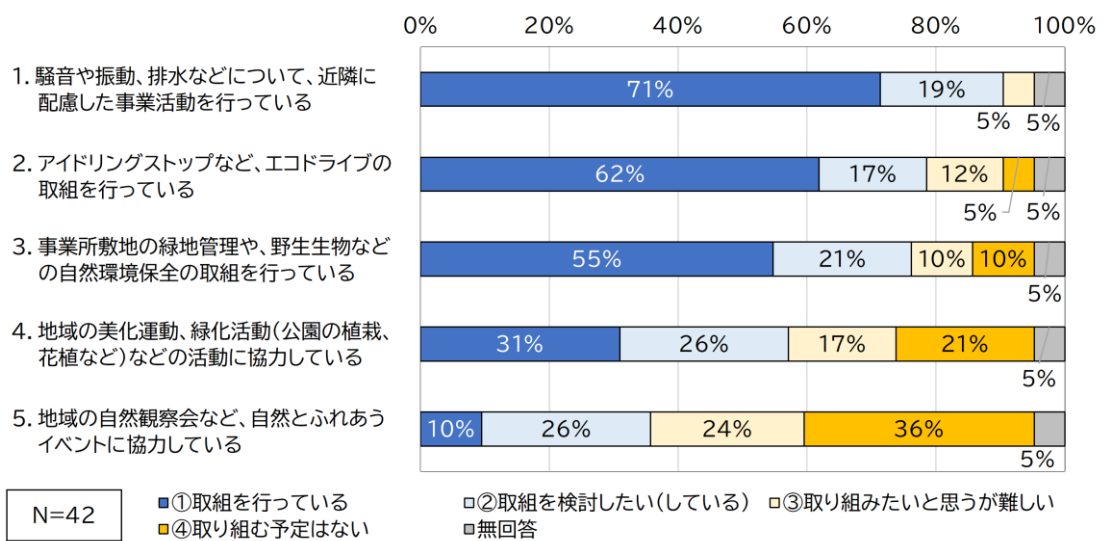


【4. 環境に配慮した行動について】

生活環境や自然環境のための行動や、自然とのふれあい活動として、次に示すものについて、それぞれ①～④の選択肢からあてはまるものを選んでください。

「取組を行っている」または「取組を検討したい（している）」と回答した事業者の割合が5割を超えたのは、「1. 騒音や振動、排水などについて、近隣に配慮した事業活動を行っている」（90%）、「2. アイドリングストップなど、エコドライブの取組を行っている」（79%）、「3. 事業所敷地の緑地管理や、野生生物などの自然環境保全の取組を行っている」（76%）、「4. 地域の美化運動、緑化活動（公園の植栽、花植など）などの活動に協力している」（57%）でした。

一方、「5. 地域の自然観察会など、自然とふれあうイベントに協力している」については、回答した事業者の60%が「取り組む予定はない」または「取り組みたいと思うが難しい」と回答しました。

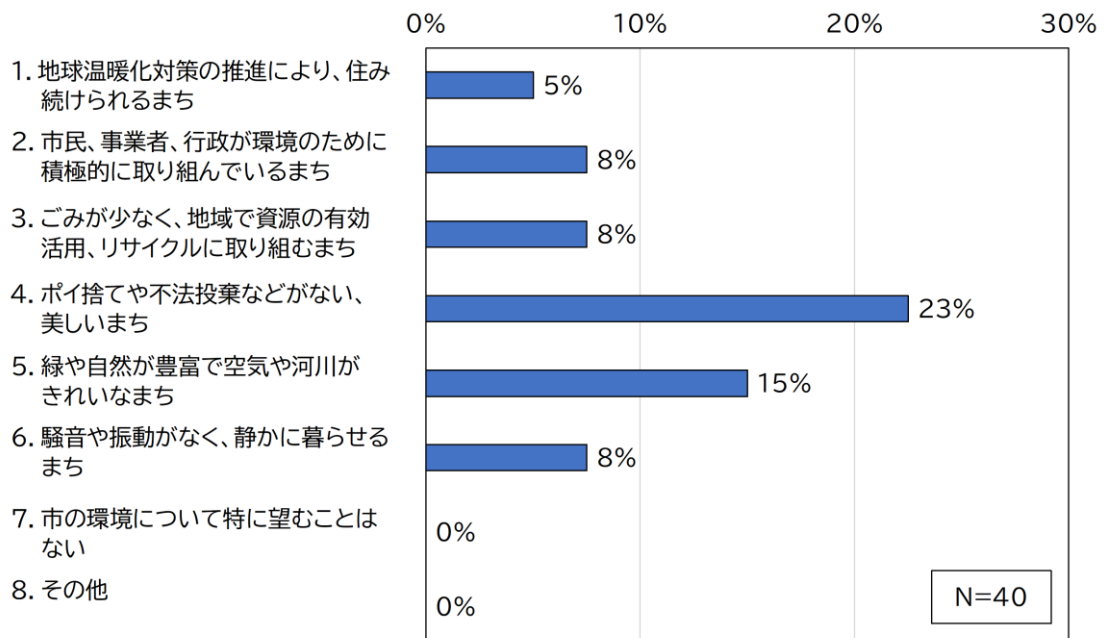


【5. 今後の高浜市の環境について】

高浜市の環境が今後どうなることを望みますか。以下から最大3つまで選択してください。

「4. ポイ捨てや不法投棄などがなく、美しいまち」と回答した事業者の割合が最も多く、全体の23%でした。

次いで「5. 緑や自然が豊富で空気や河川がきれいなまち」と回答した事業者の割合が全体の15%、「2. 市民、事業者、行政が環境のために積極的に取り組んでいるまち」「3. ごみが少なく、地域で資源の有効活用、リサイクルに取り組むまち」「6. 騒音や振動がなく、静かに暮らせるまち」がそれぞれ全体の8%でした。

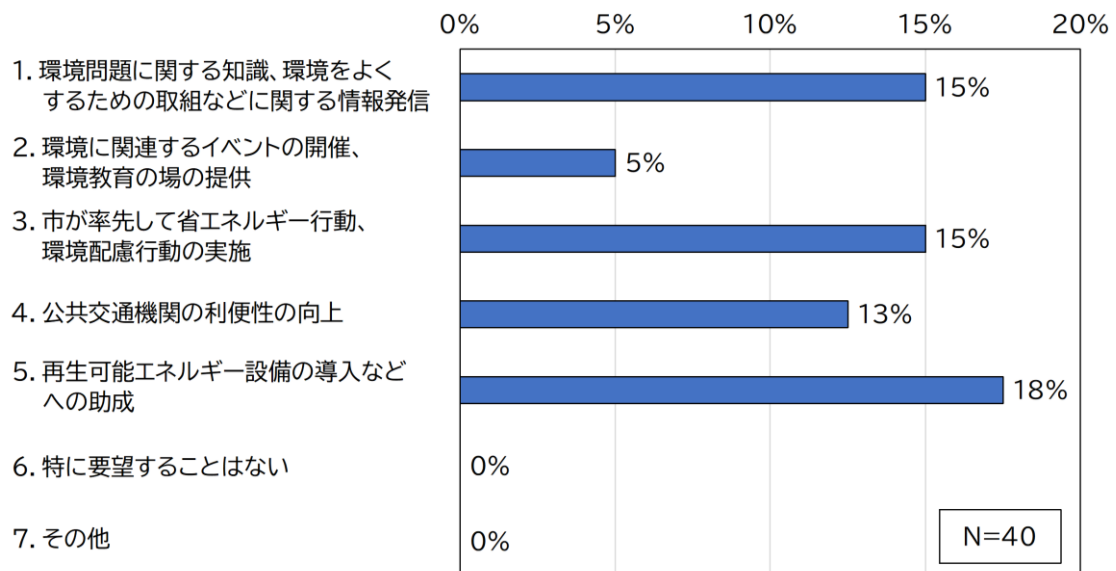


【6. 高浜市へ期待することについて】

環境に関連して、市へ期待することを、以下から最大3つまで選択してください。

「5. 再生可能エネルギー設備の導入などへの助成」と回答した事業者の割合が最も多く、全体の18%でした。

次いで、「1. 環境問題に関する知識、環境をよくするための取組などに関する情報発信」「3. 市が率先して省エネルギー行動、環境配慮行動の実施」と回答した事業者の割合がそれぞれ全体の15%、「4. 公共交通機関の利便性の向上」と回答した事業者の割合が全体の13%でした。



【7. 市民、事業者、行政が行うべき取組・行動について】

A. 地球温暖化対策の推進に向け、市民、事業者、行政がどのような取組・行動を行うべきか、お考えがあれば自由に記載してください。

以下のような回答がありました。(同様の意見が複数あった場合、代表的なもののみを掲載しています)

◆ 市民

取組	<ul style="list-style-type: none">・ 各個人が自分でできる省エネ活動を行う。・ ごみを減らす。 省エネを心掛ける。 フードロスの削減・ ごみの徹底分別・ ごみとなるものをなるべく買わない。・ 車の EV 車、使用の為に助成金があれば良い。
----	--

◆ 事業者

取組	<ul style="list-style-type: none">・ エアコン、節電など従業員全員で対策を行う。・ 省エネ エネルギー設備の導入・ 廃棄物の削減・ ごみを販売した事業者の回収、リサイクル
----	---

◆ 行政

情報 発信	<ul style="list-style-type: none">・ 行政の積極的なメッセージ発信が必要。 ゼロカーボンシティ宣言など・ 温暖化対策を具体的に提示し、対策を実施することで市民・事業者 に何らかのメリットを感じさせる取組が必要。・ 市民や事業者にもっと発信を。
制度	<ul style="list-style-type: none">・ 車の EV 車、使用の為に助成金があれば良い。・ 補助金制度の拡充、長期での対応を検討頂けるとありがたいです。

【7. 市民、事業者、行政が行うべき取組・行動について】

B. ごみの減量を一層推進するために、市民、事業者、行政がどのような取組・行動を行うべきか、お考えがあれば自由に記載してください。

以下のような回答がありました。(同様の意見が複数あった場合、代表的なもののみを掲載しています)

■市民

取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ マイバッグ使用 ・ マイボトル使用 ・ フードロス
意識	<ul style="list-style-type: none"> ・ リサイクルに出せるものは極力リサイクルへ。ポイ捨てなど、個人のマナーを守っていない人がいると思う。マナーの徹底から行う。 ・ 意識改革

■事業者

取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 簡易包装の徹底 ・ フードロス(弁当の残しなくす) ・ ネット注文でなく店に買いに行く(包装や袋の削減)。 ・ リサイクル化の推進
情報開示	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取組の公表
意識	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村の定めたルール徹底など

■行政

情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発信を！！
制度	<ul style="list-style-type: none"> ・ ごみ減量に貢献した企業・市民に対しての表彰、インセンティブなど ・ 対策を具体的に提示し、対策を実施することで市民・事業者に何らかのメリットを感じさせる取組が必要。 ・ 取組への補助

(3) 小学生向けアンケート

① 調査対象

市内小学校の4年生 481人

② 調査方法

各学校にアンケートを配布、回収

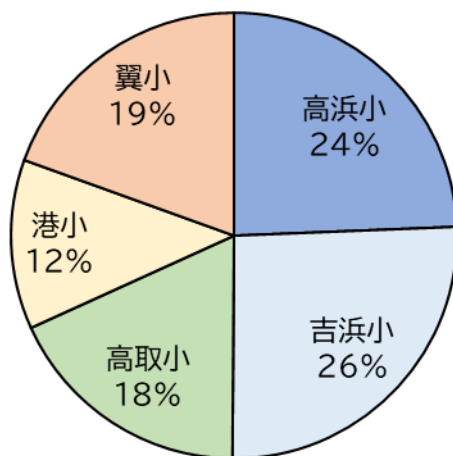
③ 調査期間

2023（令和5）年11月20日～11月30日

④ 回答数

442件（回答率91.8%）

回答者の所属小学校構成



⑤ アンケート結果

【1. 環境問題への関心について】

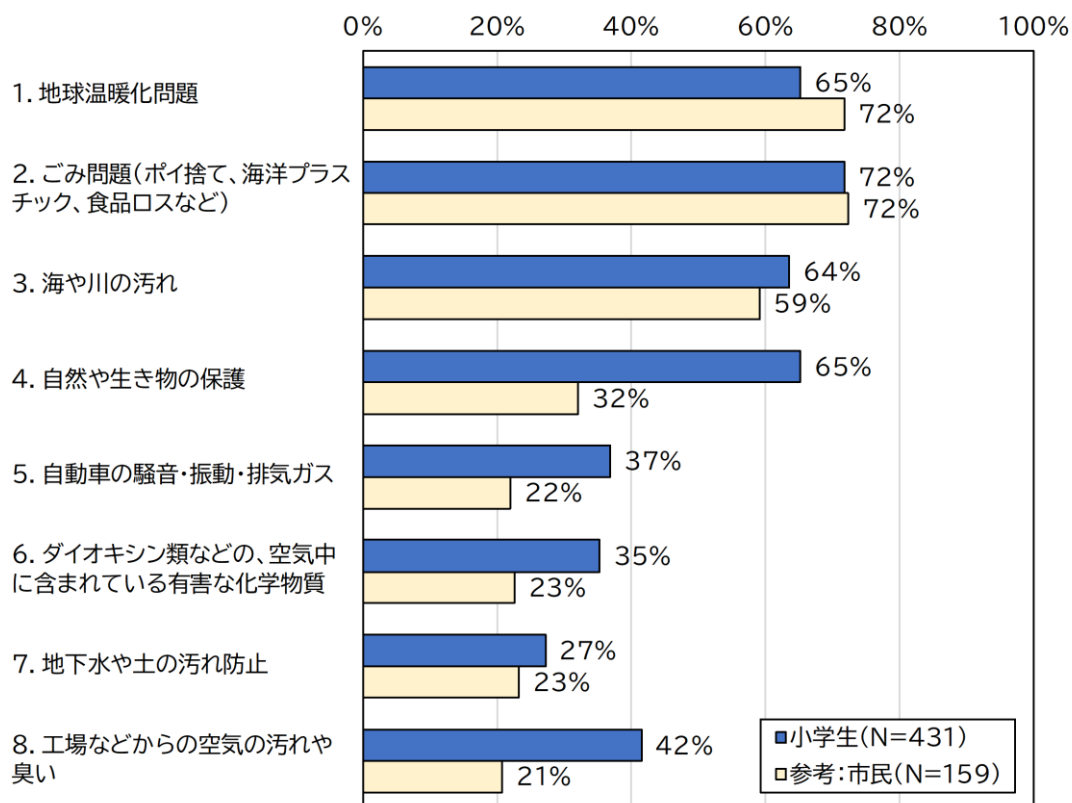
環境問題のうち、あなたはどんな問題に関心がありますか。

当てはまるものを次の中から選び、当てはまるもの、すべてに○をつけてください。

「2. ごみ問題（ポイ捨て、海洋プラスチック、食品ロスなど）」と回答した小学生の割合が全体の72%と最も多い結果となりました。

次いで、「1. 地球温暖化問題」（65%）、「4. 自然や生き物の保護」（65%）、「3. 海や川のごよれ」（64%）と回答した小学生の割合が多くなっています。

市民アンケートの結果と比較すると、「2. ごみ問題（ポイ捨て、海洋プラスチック、食品ロスなど）」、「1. 地球温暖化問題」、「3. 海や川のごよれ」についてはいずれも市民アンケートと同様の傾向となりました。一方、「4. 自然や生き物の保護」、「8. 工場などからの空気の汚れや臭い」の回答割合は、いずれも市民アンケートの2倍となっています。「5. 自動車の騒音・振動・排ガス」、「6. ダイオキシン類などの、空気中に含まれている有害な化学物質」の回答割合も、市民アンケートを10ポイント以上上回っています。



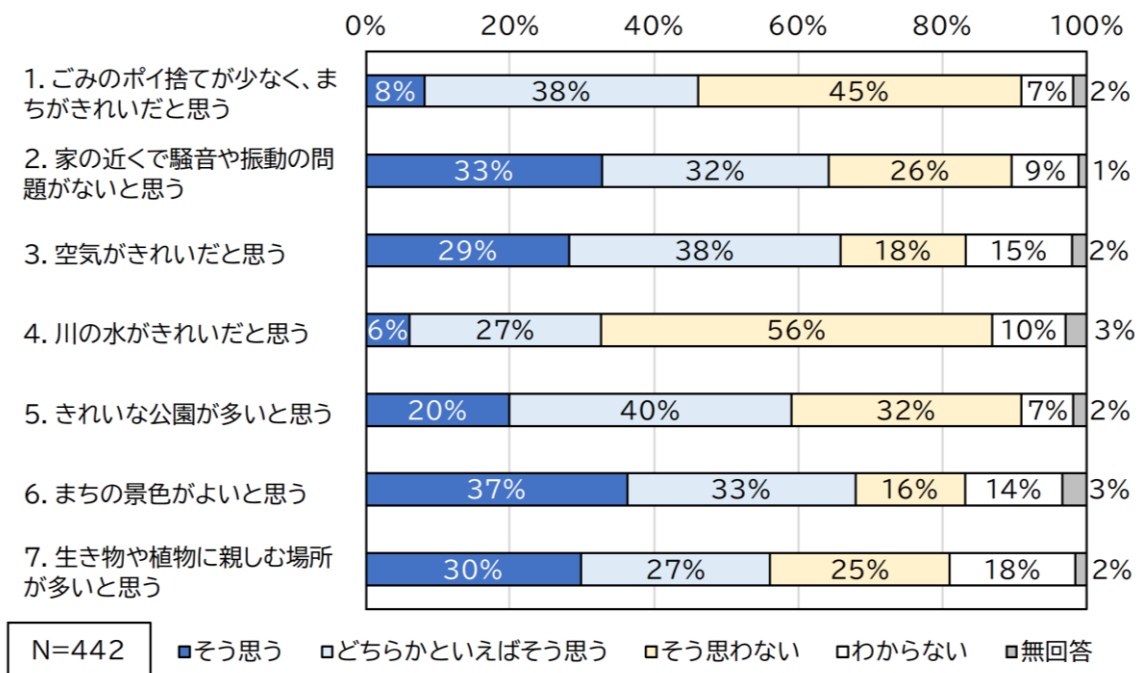
※参考データは市民向けアンケート結果（p.21 参照）

【2. 高浜市の環境について】

あなたは、高浜市の環境について、どう感じていますか。
それぞれ、当てはまるものを選んで○をつけてください。

「そう思う」または「どちらかといえばそう思う」と回答した小学生の割合が5割を超えたのは、「6. まちの景色がよいと思う」(70%)、「3. 空気がきれいだと思う」(67%)、「2. 家の近くで騒音や振動の問題がないと思う」(65%)、「5. きれいな公園が多いと思う」(60%)、「7. 生き物や植物に親しむ場所が多いと思う」(57%)でした。

「そう思わない」と答えた回答した小学生の割合は、「4. 川の水がきれいだと思う」(56%)、「1. ごみのポイ捨てが少なく、まちがきれいだと思う」(45%)で多くなっています。



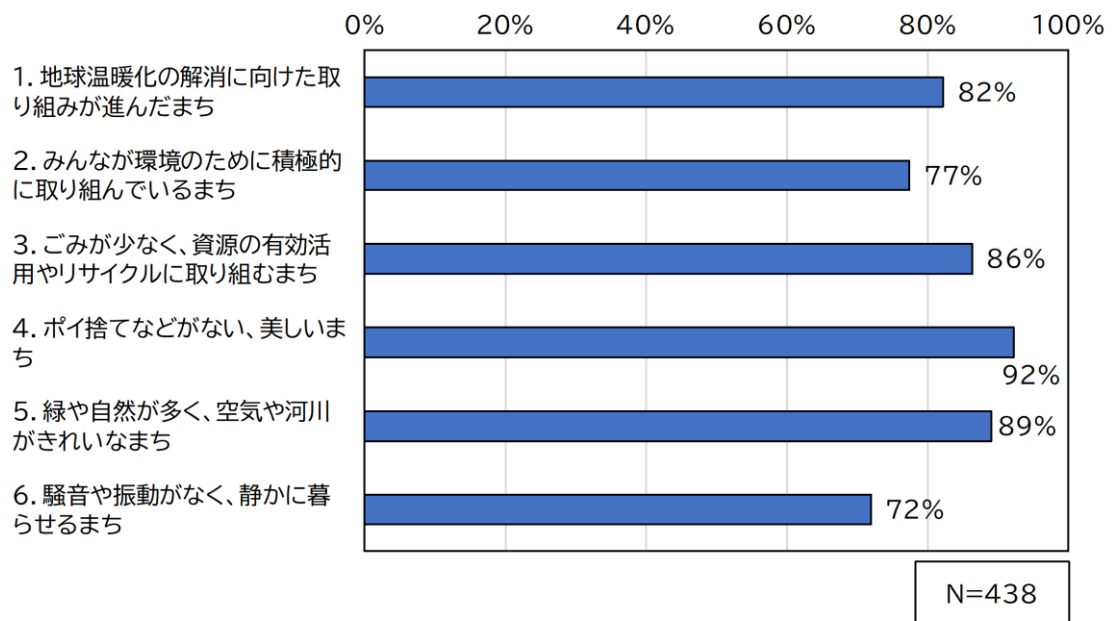
【3. 将来の高浜市の環境について】

あなたは、高浜市の環境が将来どうなってほしいと思いますか。

当てはまるものを次の中から選び、当てはまるもの、すべてに○をつけてください。

「4. ポイ捨てなどがない、美しいまち」と回答した小学生の割合が最も多く、全体の92%でした。

次いで、回答した小学生の割合が多い順に、「5. 緑や自然が多く、空気や河川がきれいなまち」(89%)、「3. ごみが少なく、資源の有効活用やリサイクルに取り組むまち」(86%)、「1. 地球温暖化の解消に向けた取組が進んだまち」(82%)、「2. みんなが環境のために積極的に取り組んでいるまち」(77%)、「6. 騒音や振動がなく、静かに暮らせるまち」(72%)となっています。



【4. ごみ問題の解消や将来の環境を良くするための行動について】
 ごみを減らすことや、将来なってほしい環境にするために、みなさまや市民は
 どんな行動をすればいいと思いますか。
 また、環境について、知りたいこと、疑問に思うことなどがあれば書いてくだ
 さい。

以下のような回答がありました。

◆ 地球温暖化対策

意見	人数
電気や水を無駄に使わない	33
自転車や徒歩で移動する	6
二酸化炭素（CO ₂ ）をなるべく出さない	3
電気自動車にする	2
太陽光発電設備の設置	1
交通が便利	1
照明のLED化	1
市民への啓発（ポスターなど）	1

◆ 資源循環

意見	人数
ポイ捨てや不法投棄をしない	147
ごみを分別する（リサイクル）	59
落ちているごみを拾う	49
ごみを減らす	27
マイバッグ、マイボトル、マイ箸をつかう	24
食べ残しを減らす	20
必要な物以外は買わない	18
3R、5R	14
ごみ拾いイベント	13
市民への啓発（ポスターなど）	12
リユース	9
物を大切に使う。なるべく長く使う	8
ポイ捨てしてたら注意する	7
ポイント	5
食品ロスを減らす	4
分別の種類を増やす、リサイクル率を上げる	3
ごみその他	24

◆ 生活環境

意見	人数
騒音を出さない（声、バイクなど）	14
タバコのマナーを守る	2
電車や自転車、徒歩で移動する	2
設備導入時に騒音を考慮する	1
空気がきれいになってほしい	1

◆ 自然共生社会

意見	人数
自然を大切にする	16
川や海、森がきれいになってほしい	13
緑を増やす	9
植樹	4
公園に自然や生き物を増やして欲しい	3
川や海を汚さない	2
公園を増やす	1

◆ 環境教育・学び

意見	人数
一人一人の心がけ	13
市民への啓発（ポスター、イベントなど）	7

◆ その他

意見	人数
その他	30
質問	37
なし	6

第3章 計画の目指す姿

1. 目標とする環境像

本計画において目標とする環境像を以下のとおり設定します。

計画で目標とする環境像

**しあわせを未来へつなぐ
人と自然が調和する
地球にやさしいまち たかはま**
・ ・ 一人ひとりの小さなことの積み重ね ・ ・

世界の動向として、2015（平成 27）年の国連サミットで「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択されました。SDGs は持続可能な社会の実現を目指す国際目標であり、環境・経済・社会問題を解決するための取組が世界中で行われています。2050 年ゼロカーボンや SDGs を達成するためにも、環境・経済・社会の統合的な取組を進めていくことが必要です。

そこで本計画で目標とする環境像として、環境・経済・社会問題が解決され、SDGs が達成された状況を「**人と自然が調和する 地球にやさしいまち**」で表しました。第7次高浜市総合計画では「人と想いが つなぐつながる しあわせなまち 大家族たかはま」を将来都市像に掲げ、持続可能なまちづくりを推進しています。今後はさらに、市民と事業者、行政の協働・共創によって、将来にわたって持続可能な、しあわせな生活が実現できる環境を未来に継承していくことを目指すこととして、「**しあわせを未来へつなぐ**」に表しました。

2. 施策分野

目標とする環境像を実現するため、以下の5分野について取組を展開します。

計画の基本理念

1. 市民一人ひとりが自らの行動、実践が不可欠であることを自覚し、自ら積極的に行動します。
2. 市民・事業者・行政がそれぞれの役割を認識し、協働・共創の取組により、将来にわたって持続可能な環境を未来に継承します。
3. 地域で連携して身近な自然環境の保全と環境美化の推進に取り組み、きれいで住み続けたいまちをつくりまします。



3. 施策の体系

5つの分野について、以下に示す体系のもと施策を推進します。

施策の体系

施策分野	施策の方向性	基本的施策
1.脱炭素社会	◆ 温室効果ガスの排出量削減	1) 省エネルギー化の推進 2) 再生可能エネルギーの普及・導入 3) ゼロカーボンに向けた取組推進
2.循環型社会	◆ ごみの発生を抑制する2R（リデュース、リユース）の推進	1) 発生抑制（リデュース）の推進 2) 再使用（リユース）の推進
	◆ 資源化（リサイクル）の推進	1) 拠点回収・集団回収の促進 2) 事業所における資源化の推進 3) 地域・民間資源回収の活用 4) 新たな資源回収品目の検討
	◆ 持続可能なごみ処理体制の構築	1) 安心できるごみ処理施設の整備 2) 新たな資源化品目にも対応する収集運搬体制の整備 3) 多様化するごみ処理に係る適切な費用負担 4) 多発・激甚化する災害への対応
3.安全・安心・快適社会	◆ 健康で快適なまちづくり	1) 生活環境の維持・保全 2) 環境に配慮した下水道・川づくりの推進 3) 水質汚濁物質の排出量削減
	◆ きれいで住みやすいまちづくり	ごみのポイ捨てや不法投棄ごみのないまちづくりの推進
4.自然共生社会	◆ 水辺・緑地・生物多様性の保全	1) 水辺・公園・緑地の整備の推進 2) 生物が生息・生育する環境の保全
	◆ 自然に親しむ場所、機会の創出	1) 地域の憩いの場となる安全で快適な公園の整備 2) 市民参加による緑づくり・地域づくりの促進
5.環境を知り、学び、行動する未来	◆ 市民・事業者・行政のパートナーシップの醸成	1) 地域とのコミュニケーションの活性化による取組の推進 2) 多様な手法による啓発の実施

【持続可能な開発目標（SDGs）とは】

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）は、誰一人取り残さない、持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。2015（平成 27）年に国連において採択され、環境問題と相互に関連する社会・経済問題へも対応できるよう、環境・経済・社会の統合的な取組が求められるようになりました。2030 年を期限とし、17 のゴールと、これらについての 169 のターゲット（達成基準）から構成されています。

SDGs は、先進国も含め、全ての国が取り組むべき目標です。国や市だけではなく、市民や事業者、一人ひとりの行動が求められています。私たち一人ひとりができることを考え、できることから取り組んでいきましょう。

出典：外務省ホームページより作成

第4章 施策の展開

1. 脱炭素社会

温室効果ガスの排出量削減を進めるために、市民、事業者、行政が連携し、省エネルギー化や、再生可能エネルギーの普及・導入などの取組を進めます。

(1) 評価指標

指標項目	現状 (2022 (令和4) 年度)	目標 (2033 (令和15) 年度)
二酸化炭素 (CO ₂) 排出量	505 千 t-CO ₂ (2020 年度)	331 千 t-CO ₂ [※] (2030 年度)
市の事務事業による二酸化炭素排出量	2,780t-CO ₂ (2020 年度)	1,434t-CO ₂ [※] (2030 年度)
スマートハウス設備設置支援件数	0 件 (2023 年度より創設)	600 件 (2023 年度からの累計)

※本市では、本市における温室効果ガス排出量のうち、毎年度把握が可能な二酸化炭素のみを対象として、削減目標を設定します。

二酸化炭素 (CO₂) 排出量の指標は、国の削減目標を踏まえ、2030 (令和 12) 年度までに 2013 (平成 25) 年度比で 46%削減とします。

なお、2013 (平成 25) 年度の二酸化炭素排出量は 614 千 t-CO₂、市の事務事業による二酸化炭素排出量は 2,657t-CO₂ となっています。

(2) 具体的な施策

◆ 温室効果ガスの排出量削減

市ができること		
基本的施策	事業	内容
1) 省エネルギーの推進	①スマートハウス設備の設置推進	・住宅のスマートハウス・ZEH（ゼッチ）化や蓄電池などの導入を支援します。
	②環境配慮行動の促進	・デコ活（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）※の展開、省エネの取組や支援などの情報展開を行います。
	③事業者の脱炭素化に向けた取組支援	・省エネ診断の受診支援や、診断結果に基づいた省エネ設備への更新を支援することで、事業者の省エネに向けた取組を促進します。 ・県の中小事業者向けの温室効果ガス削減支援施策である「あいち省エネ相談」について周知、普及啓発を行います。
	④市の環境配慮率先行動の実施	・公共施設の照明 LED 化、省エネ型設備の導入を進めるとともに、職員の省エネに対する意識向上を図ります。
2) 再生可能エネルギーの普及・導入	①スマートハウス設備の設置推進	・住宅への太陽光発電設備や太陽熱利用機器などの導入を支援します。
	②市の環境配慮率先行動の実施	・公共施設への太陽光発電設備の導入を進めます。また、再生可能エネルギー由来の電力の導入について検討します。
3) ゼロカーボンに向けた取組推進	①コミュニティ交通の利便性向上	・コミュニティ交通の運行方法の一部を AI オンデマンドバスに改編して利便性を高め、低炭素な移動を促進します。
	②環境にやさしい自動車利用の推進	・電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）などの次世代自動車の利用を市民へ周知・啓発し、普及拡大を促進します。
	③市公用車の次世代自動車への切替	・市公用車の更新時には次世代自動車への切り替えを進めます。

目標達成のために市民一人ひとりができること、事業者ができることについては、「第5章 高浜市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に示します。

【※デコ活とは】



- デコ活アクション** まずはここから
- デ 電気も省エネ 断熱住宅
 - コ こだわる楽しさ エコグッズ
 - カ 感謝の心 食べ残しゼロ
 - ツ つながるオフィス テレワーク

デコ活とは、二酸化炭素を減らす(DE)脱炭素(Decarbonization)と、環境に良いエコ(Eco)を含む"デコ"と活動・生活を組み合わせた新しい言葉であり、2050年カーボンニュートラル及び2030年度削減目標の実現に向けて、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル変革を強力に後押しするための新しい国民運動です。

国・自治体・企業・団体などで共に国民・消費者の新しい暮らしを後押しし、脱炭素につながる新しい豊かな暮らしの実現に向けた国民の行動変容、ライフスタイル転換のうねり・ムーブメントを起こすことを目指すものです。

出典：環境省ホームページ デコ活（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）<https://ondankataisaku.env.go.jp/decokatsu/>

2. 循環型社会

ごみ減量・資源化の取組をより一層推進するため、各主体が参画・連携した取組を展開します。市としても、社会の動向などを踏まえて、より効率的、効果的なごみ処理システムの構築を検討します。

(1) 評価指標

指標項目	現状(2022(令和4)年度)	目標(2033(令和15)年度)
ごみ1人1日当たり 排出量	764g/人・日	660g/人・日
家庭系ごみ(資源物以外) 1人1日当たり排出量	528g/人・日	450g/人・日
事業系ごみ 1人1日当たり排出量	236g/人・日	210g/人・日
資源物1人1日当たり 回収量	59g/人・日	110g/人・日

※目標値については、「高浜市一般廃棄物(ごみ処理)基本計画」において、過去の実績や統計データなどをもとに、現在の施策をこのまま継続した場合の排出量・回収量について推計し、各種施策による効果を見込んだ目標として設定しています。

(2) 具体的な施策

◆ ごみの発生を抑制する2R（リデュース、リユース）の推進

市ができること		
基本的施策	事業	内容
1) 発生抑制（リデュース）の推進	①生ごみ・食品ロスの削減	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3きり（使いきり・食べきり・水きり）運動の推進や生ごみ処理機補助事業の普及啓発により、生ごみの削減を図ります。 ・ 3010（さんまるいちまる）運動の推進やフードドライブ※の実施による食品ロスの削減を促進します。
	②プラスチックの削減	<ul style="list-style-type: none"> ・ マイ〇〇持参運動の推進（マイバッグ、マイボトル、マイ箸など）や、環境に配慮した商品の推奨により、プラスチックの削減を図ります。
	③紙類、その他の削減	<ul style="list-style-type: none"> ・ ペーパーレス化の推進や過剰包装の削減の推奨により、紙類その他の削減を図ります。
	④事業所における発生抑制の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業系ごみ適正排出啓発チラシの作成や不適合物混入防止にむけた搬入物検査、指導を行います。
2) 再使用（リユース）の推進	リユースの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市のホームページなどを活用したリユースマッチング事業や、フリマアプリ、リユース業者などとの連携を検討します。

※「フードドライブ」とは

家庭で余った食料品を集め、必要としている方に届ける活動です。提供先は地域の生活困窮者支援団体、子ども食堂、福祉施設など。必要としている方へ提供するとともに食品ロスの削減につなげることを目的に、本市でもこれまで定期的に実施しています。

一人ひとりができること

- ・ 食べ残しを減らすため食べきれぬ量を買う、料理の際にできるだけ皮などの除去部分を少なくすることを心がけます。生ごみの堆肥化容器の購入も検討します。
- ・ 不要なものをもらわない・買わない、過剰包装を断る、水筒を持参するなど、ごみが出ないような生活を心がけます。
- ・ ものをできるだけ長く使い、使わなくなったものは人に譲ったりリサイクル店に出すことを検討します。
- ・ 市が開催するフードドライブの利用に努めます。

事業者ができること

- ・ 書類の電子化などにより、極力紙を使用しない取組を検討します。
- ・ 簡易包装、廃棄商品の再生利用などの取組を検討します。

フードドライブで集まった食品



◆ 資源化（リサイクル）の推進

市ができること		
基本的施策	事業	内容
1) 拠点回収・集団回収の促進	①分別の徹底	・ 分かりやすい分別冊子、リサイクルカレンダー、雑紙分別事典の提供により、分別の徹底を図ります。
	②集団回収活動の活性化	・ 集団回収活動の促進や、事業報奨金交付制度の継続実施、見直し検討により、集団回収活動の活性化を図ります。
2) 事業所における資源化の推進	①事業者独自の資源化の促進	・ 資源化可能物混入防止にむけた搬入物検査、指導や事業所への訪問指導を実施します。
	②資源化に向けた情報の提供	・ 事業系紙ごみの資源化に係る啓発や、資源化業者とのマッチングを推進します。
3) 地域・民間資源回収の活用	①市民による店頭回収などの利用促進	・ 資源回収店舗などの情報の公開や、市民への協力呼びかけによる利用促進を行います。
	②事業者による実施拠点の拡大	・ 実施拠点拡大に向けた呼びかけや支援、回収量の把握を行います。
4) 新たな資源回収品目の検討	①プラスチック資源のリサイクルに向けた検討	・ ペットボトルの水平リサイクルや、製品プラスチックの回収・リサイクルを検討します。
	②刈草・剪定枝のリサイクルに向けた検討	・ 排出状況の調査や、先進事例調査など、リサイクルに向けた検討を行います。
	③その他資源化に向けた分別区分の導入検討	・ 単一金属、廃食用油などのリサイクルを検討します。

一人ひとりができること
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市のごみ分別ルールを今一度確認します。 ・ きめ細かく分別しごみを資源化します。

事業者ができること
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業系ごみの分別に努めます。 ・ リサイクルしやすい製品設計に努めます。

◆ 持続可能なごみ処理体制の構築

市ができること		
基本的施策	事業	内容
1) 安心できるごみ処理施設の整備	①クリーンセンター 衣浦の安定した運転・延命化対応	・ 衣浦衛生組合などと連携した維持管理・改修を行います。
	②脱炭素社会に向けた次期ごみ処理施設の検討	・ 先進事例の調査研究や、組合などとの連携、地域内未利用バイオマスの有効活用を検討します。
2) 新たな資源化品目にも対応する収集運搬体制の整備	①収集運搬業者との連携強化	・ 設備更新などに向けた協議を開始します。
	②収集・運搬体制の効率化検討	・ デジタル技術の活用などの検討や、環境負荷の少ない車両の導入に向けた事業者との連携を行います。
3) 多様化するごみ処理に係る適切な費用負担	①指定ごみ袋制度のあり方検討	・ 他自治体の状況調査を行い、可燃ごみ用指定袋の仕様・価格の見直しを検討します。
	②ごみ処理手数料制度のあり方検討	・ 他自治体の状況調査を行い、事業系ごみ手数料の見直しを検討します。
4) 多発・激甚化する災害への対応	災害時ごみ処理体制の構築	・ 災害時における処理体制の確立、仮置場調査の実施を行うとともに、関係機関との連携の強化を図ります。

3. 安全・安心・快適社会

市民の健康や、暮らしの安全・安心・快適を守るためのまちづくり、きれいで住み続けたいまちづくりを推進します。

(1) 評価指標

指標項目	現状(2022(令和4)年度)	目標(2033(令和15)年度)
公害苦情件数(生活環境に関するもの)	28件/年	23件/年
10年前と比べて「河川などの水がきれいになった」と感じる(アンケートで「当てはまる」、「やや当てはまる」と回答した)市民の割合	33% ※2023(令和5)年度 アンケート結果	50%
不法投棄ごみの回収量	14,060kg/年	8,000kg/年

(2) 具体的な施策

◆ 健康で快適なまちづくり

市ができること		
基本的施策	事業	内容
1) 生活環境の維持・保全	市民・事業者に対する啓発・指導	<ul style="list-style-type: none"> ・ 騒音・振動防止など、生活環境の維持についての啓発による未然防止とともに、苦情発生時の適切な対応を行います。 ・ 事業者に対し、排ガス・排水や悪臭による生活環境影響や騒音振動低減のための指導や啓発を行います。
2) 環境に配慮した下水道・川づくりの推進	①公共下水道の整備	・ 良好な生活環境を確保するため、公共下水道の整備を進めます。
	②合併浄化槽の整備	・ 公共下水道が整備されていない地区については、合併浄化槽の整備を進めます。
3) 水質汚濁物質の排出量削減	家庭での対策の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調理くず、廃食用油などの適正処理、洗剤の適正使用など、家庭でできる対策を促進するため、HP、SNS、各種アプリ、広報誌などでの意識啓発や、学習会、講習会などの活動を展開します。 ・ 合併浄化槽を設置している家庭に対し、適正な維持管理について啓発します。

一人ひとりができること
<ul style="list-style-type: none"> ・ 周囲の迷惑となるような生活音を出さないようにします。 ・ 自動車、バイクのアイドリングストップを心がけるなど、できるだけ騒音を出さない運転に努めます。 ・ 通勤などに生活道路を裏道として使用しないなど、安全・安心な自動車運転について考えます。 ・ 家庭から調理くず、油などの汚濁負荷の高いものをできるだけ流さないようにします。調理くずを集めるために、流し台ストレーナー（三角コーナー）、水切ネットなどを使用します。食用油を捨てる際には、新聞紙などに染み込ませたり、市販の凝固剤などを使用します。 ・ 浄化槽を設置している場合には、維持管理として清掃・保守点検・法定検査を行うことが法律で義務付けられています。定められた時期にこれらの維持管理を正しく行います。

事業者ができること

- ・騒音振動、悪臭を発生させる施設、設備について必要な対策を行います。
- ・従業員や納入事業者などに対し、通勤・運搬経路以外の生活道路へ車両で進入しないことを改めて要請します。
- ・事業所から調理くず、油などの汚濁負荷の高いものを排水として流さないよう、従業員に周知します。

◆ きれいで住みやすいまちづくり

市ができること

基本的施策	事業	内容
ごみのポイ捨てや不法投棄ごみのないまちづくりの推進	①まちの美化対策	・ごみ拾い活動、草取りにより、環境美化を推進します。いわゆる「先行ごみ」をなくし、人の目が行き届いていることをうかがわせることで、ポイ捨てする心理の抑制を図ります。
	②不法投棄対策	・監視カメラの設置やパトロールなどにより、「見られている」心理からの不法投棄抑止を図ります。 ・沿道への花植えなど、美しい景観をつくることによる不法投棄対策を検討します。
	③ポイ捨て・不法投棄防止の啓発活動	・ごみのポイ捨て・不法投棄禁止看板の設置や、HP、SNS、各種アプリ、広報誌などでの周知活動などによる啓発を推進します。

一人ひとりができること

- ・自宅周辺の清掃、草取りなどを行い、整備された状態を保ちます。このことで、沿道からのポイ捨て抑止効果が期待できます。
- ・美化活動として道路のごみ拾いや、公園の草取りなどの活動への参加に努めます。
- ・地域と行政の連携による監視など、不法投棄の防止活動への参加に努めます。
- ・ごみのポイ捨てや不法投棄はしないようにします。

事業者ができること

- ・地域貢献活動の一環として、周辺地域の清掃・草取り活動なども検討します。
- ・ポイ捨てや不法投棄をしないよう、職場での教育を徹底します。

4. 自然共生社会

緑や自然を守り、本市の生態系を維持・回復していくために、水辺・緑地の整備を進めるとともに、高浜市らしい良好な景観の形成、生物が生息・生育する環境の保全に努めます。

また、市民が緑や自然に親しめる場所としての公園などの整備や、市民参加による緑づくり・地域づくりを促進します。

(1) 評価指標

指標項目	現状(2022(令和4)年度)	目標(2033(令和15)年度)
10年前と比べて「公園や緑地、水辺の整備が進んだ」と感じる(アンケートで「当てはまる」、「やや当てはまる」と回答した)市民の割合	51% ※2023(令和5)年度 アンケート結果	60%
10年前と比べて「身近で野生の生き物や自然に親しむ場所、機会が増えた」と感じる(アンケートで「当てはまる」、「やや当てはまる」と回答した)市民の割合	21% ※2023(令和5)年度 アンケート結果	30%

(2) 具体的な施策

◆ 水辺・緑地・生物多様性の保全

市ができること		
基本的施策	事業	内容
1) 水辺・公園・緑地の整備の推進	①水辺の自然環境整備	・ 稗田川の良好な水辺景観の形成を図ります。
	②「緑の拠点」の整備	・ 公園、緑地、寺社の境内などを「緑の拠点」として位置づけ、地域の特性に応じた緑化を図ります。
2) 生物が生息・生育する環境の保全	①営巣地の保全	・ 重要種の営巣が市内で確認された場合などには、営巣地の保全を図ります。
	②外来生物対策	・ 市内で目撃されているヌートリア、ジャンボタニシなどの外来生物による被害について対策を検討します。
	③県や協議会との連携	・ 県や西三河南部生態系ネットワーク協議会と連携し、広域的な取組を行います。

一人ひとりができること
<ul style="list-style-type: none"> ・ 稗田川沿岸などを四季折々の花や緑で彩る活動や、定期的清掃、植栽した花・樹木の手入れ、草刈・間伐、川の水質浄化など、自然環境の美化・保全活動や公園づくりの活動への参加に努めます。 ・ 住宅の庭やベランダ、窓辺での花植え、野菜作り、ビオトープ作りなどを検討します。 ・ 高浜の花「菊」を育てます。 ・ 農業振興のため、特産野菜（でか落花生）の耕作を推進します。 ・ 害虫獣や外来生物により住家、農作物などに被害があった場合は、市に情報を提供します。

事業者ができること
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所の建物や敷地内緑地の整備に当たって、地区の特性を踏まえた景観形成を検討します。 ・ 重要種の営巣が敷地内で確認された場合などには、営巣地の保全を検討します。

◆ 自然に親しむ場所、機会の創出

市ができること		
基本的施策	事業	内容
1) 地域の憩いの場となる安全で快適な公園の整備	①緑に親しめる公園の整備	・ 公園が日常的に緑に親しめる空間となるよう、地域の特性に応じた緑化を図るとともに、市民活動の場として積極的な活用を図ります。
	②防災拠点としての安全な公園の整備	・ 避難場所や救助活動の拠点となる公園などについて、防災機能の充実を図ります。
2) 市民参加による緑づくり・地域づくりの促進	①市民参加型のイベントへの参加促進	・ 市民、事業者、地域団体などが開催する市民参加型の活動、イベントについて情報発信を行います。
	②「自然共生サイト※」への登録検討	・ 市民、事業者、地域団体などと市が連携した取組で生物多様性の保全が図られている区域を「自然共生サイト」として登録することを検討します。

※「自然共生サイト」とは

「民間のさまざまな取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」を国が認定するものです。認定されたサイトは、OECM（国立公園などの保護地区ではない地域のうち、生物多様性を効果的にかつ長期的に保全しうる地域）として国際データベースに登録されます。

ビオトープ、社寺林、文化的・歴史的な価値を有する地域、企業敷地内の緑地、防災・減災目的の森林、建物の屋上など、多様な場所が、本来の目的に関わらず該当します。愛知県内では、事業所敷地内のビオトープなど 11 サイトが認定されています（2023 年前期）。

出典：環境省ホームページ 自然共生サイト 30by30

<https://policies.env.go.jp/nature/biodiversity/30by30alliance/kyousei/>

一人ひとりができること

- ・自宅の周りや窓辺を四季折々の花や緑で彩ったり、野菜を育てます。
- ・地域で開催されるイベントなどに参加する時間がなくても、家庭でのメダカの飼育や河川敷の散歩・サイクリングなど、自然とふれあう機会をとりいれてみます。
- ・公園管理活動を通して、日常的に親しめる公園づくりに携わることに努めます。
- ・市民、事業者などが開催する美化、緑化活動や見学会などのイベントに参加し、地域や世代間での交流を図ります。参加した活動について、SNS などの紹介に努めます。
- ・ふれあい農園、野鳥見学会などの活動への参加に努めます。

事業者ができること

- ・事業所敷地での野鳥見学会、ビオトープ観察会など、市民参加型のイベント開催を検討します。
- ・市やまちづくり協議会、市民、事業者などが開催する市民参加型の活動、イベントについて、従業員への周知を検討します。
- ・事業者、民間団体や市民などによる取組で生物多様性の保全が図られている区域を、「自然共生サイト」として登録することを検討します。

市民団体による干潟の生きもの調査



出典：国土交通省中部地方整備局三河港湾事務所ホームページ

5. 環境を知り、学び、行動する未来

本市の環境をよりよくし、将来にわたって持続可能な環境をつくり上げていくため、未来の本市の環境を担う人材を育成するための環境教育を推進します。

また、市民、事業者、行政がそれぞれの立場でできることや、協働・共創の取組を推進します。市としての率先的行動を推進することに加え、市民や事業者による自発的な行動を促すためのコミュニケーション、情報の展開などを進めます。

(1) 評価指標

指標項目	現状(2022(令和4)年度)	目標(2033(令和15)年度)
市民アンケートで「地域の美化運動や高浜エコハウスなどでの環境学習に参加している」と回答した市民の割合	7% ※2023(令和5)年度 アンケート結果	18%
環境学習、講習会などの開催	1回/年	12回/年
HP、SNS、各種アプリ、広報誌などでの環境情報の発信	11件/年	30件/年

高浜エコハウスの「資源ごみ分別学習エリア」



(2) 具体的な施策

◆ 市民・事業者・行政のパートナーシップの醸成

市ができること		
基本的施策	事業	内容
1) 地域とのコミュニケーションの活性化による取組の推進	①市民と環境を考える会の創設	・ 市民と共にごみ減量、環境施策の方向性を検討します。
	②ごみ分別コンシエルジュの活動の推進	・ 情報、意見交換会の開催、マニュアルや情報交換ツールなどの提供を行います。
	③きれいで住みやすいまちづくりの推進	・ 地域清掃活動の推進や、高浜市みんなでまちをきれいにしよう条例の普及を図ります。
2) 多様な手法による啓発の実施	①市民が分かりやすく受け取りやすい情報発信	・ 国籍、世代を考慮した情報提供や、HP、SNS、各種アプリ、広報誌など、多様な媒体を用いた発信を行います。
	②環境学習の機会の拡大	・ 出前講座やごみ処理施設見学会を実施し、各種団体との連携による学び合いを推進します。
	③環境意識向上を目指したイベントなどの開催	・ 市が主催するイベントでの環境配慮の実践や、ポスターの募集・掲示・表彰、食品ロス削減アイデアレシピコンテストなどを開催します。

一人ひとりができること、事業者ができること
<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境教育などで体験したことや、環境をよりよくするために自分たちができることについて話し合うよう努めます。 ・ 環境によい取組のアイデアや工夫について、SNSでの情報発信に努めます。 ・ SNSで本市のまちや自然の魅力について、情報発信に努めます。 ・ 食品ロス削減アイデアレシピの募集に応募を検討します。

第5章 高浜市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

本章を「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく「高浜市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」として位置づけ、本市域から排出される温室効果ガスの削減について目標を示すとともに、達成に向けた取組を推進します。

1. 計画の背景

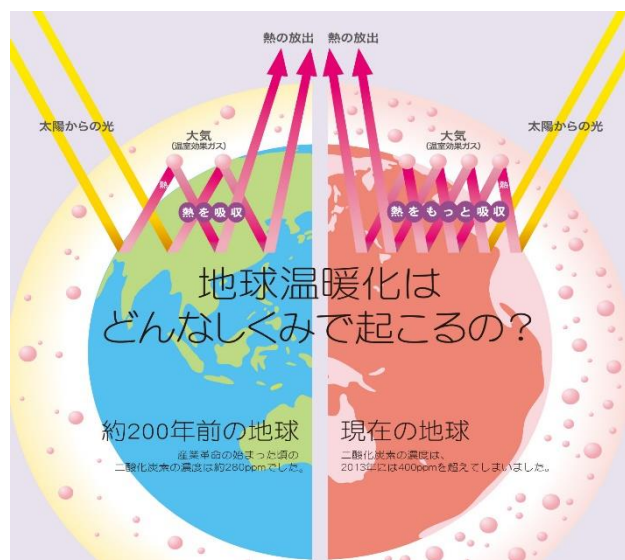
(1) 地球温暖化とは

地球の表面は太陽からの光で温められています。温められた地表面の熱は再び宇宙に放出されますが、その一部は大気中の二酸化炭素（CO₂）やメタンといった「温室効果ガス」に吸収されて地球全体の大気を温めています。そのおかげで、地表の平均気温は約 14℃に保たれています。もし温室効果ガスが無ければマイナス 19℃程度になると言われており、温室効果ガスは地球上の生物が生命を維持するのに重要な役割を果たしています。

しかし、18 世紀後半からの産業発展に伴い、人類が石炭や石油などの化石燃料を大量に消費することで、温室効果ガス排出量が地球の自然吸収量を超え、大気中の温室効果ガスの濃度が急激に上昇しました。その結果、温室効果ガスによる熱の吸収が増え、地球の気温が全体的に上昇しています。

これが「地球温暖化」と呼ばれる現象です。

温室効果ガスと地球温暖化のメカニズム



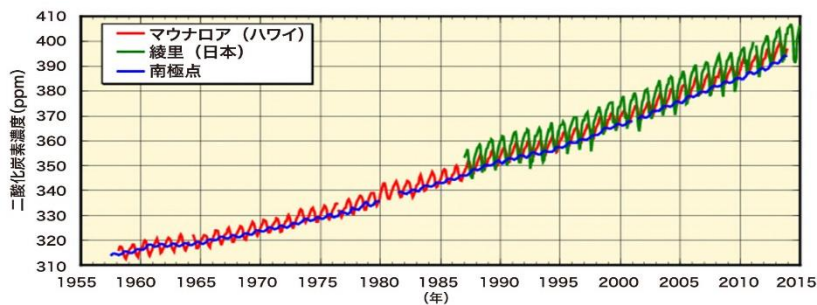
出典：全国地球温暖化防止活動推進センターHP

(2) 温室効果ガスによる気温の上昇

二酸化炭素 (CO₂) は、地球温暖化の要因である温室効果ガスの代表的なもので、その大気中濃度は産業革命が始まった 18 世紀半ば以降、増え続けています。その結果、大気中の二酸化炭素濃度は産業革命前の 1750 年に比べて現在 48% 増加しており、2015～2019 年の平均した世界平均気温は、工業化以前の水準 (1850～1900 年) に比べ、約 1.1℃高くなっています。

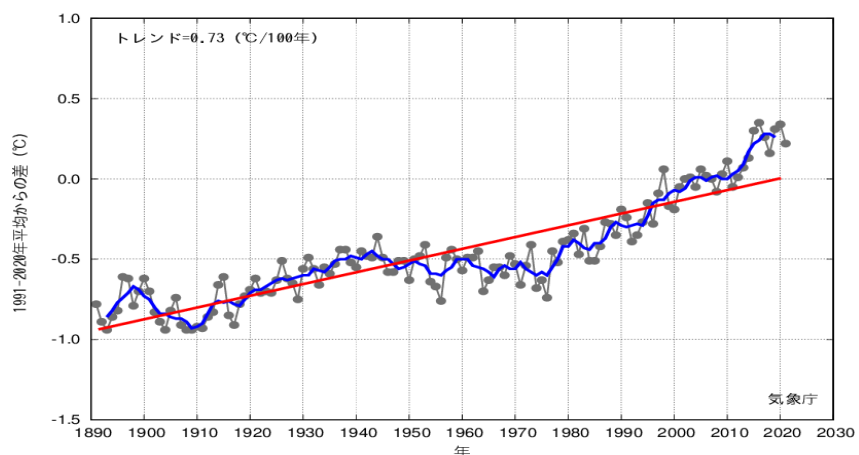
このような気候変動に対し、国連の組織として IPCC (気候変動に関する政府間パネル) が設立され、科学的技術的、社会経済学的な見地から評価、報告を行っています。IPCC は、2013 (平成 25) 年から 2014 (平成 26) 年にかけて発表した、第 5 次評価報告書において、人間の影響が 20 世紀半ば以降に観測された地球温暖化の主な要因であった可能性が極めて高い (95%以上) としています。また、IPCC が 2021 (令和 3) 年 8 月に発表した第 6 次評価報告書において、「人間の影響が、大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことに疑う余地はない」としています。

大気中の二酸化炭素濃度の経年変化



出典:気象庁 HP 気候変動監視レポート

世界の年平均気温偏差の経年変化 (1891～2021 年)



出典:気象庁 HP 世界の年平均気温

(3) 地球温暖化の現状と将来予測

①地球温暖化の現状

IPCC 1.5℃特別報告書（2018）によれば、工業化以降、人間活動は約 1.0℃の地球温暖化をもたらしていると推定され、現在のところ 10 年につき約 0.2℃のペースで地球温暖化が進んでいるとされています。また、既に気候・気象の極端化の強さ・頻度の変化が確認されています。

世界全体及び地域的な気候変動並びに関連するハザードの評価

現象	観測された変化（直近過去と工業化以前との比較）
極端な気温	世界全体の陸域において、寒い昼及び夜の数が減少し、暑い昼及び夜の数が増加している。（可能性が非常に高い）
強い降水現象	強い降水量の頻度、強度、量が増加している地域の方が減少している地域よりも多い。（可能性が高い）
干ばつ・降水不足	一部の地域、特に地中海域（南欧、北アフリカ、中東を含む。）が乾燥傾向にある。（確信度が高い）
洪水	一部の地域において、洪水の頻度及び極端な河川流量が増加している。（確信度が高い）

出典：環境省「IPCC「1.5℃特別報告書」の概要」より作成

②地球温暖化の主要なリスク

IPCC 1.5℃特別報告書では、地球温暖化によって気温が工業化前より 1.5℃上昇した場合と 2℃上昇した場合のリスクの違いについて述べられています。それによると、「1.5℃上昇と 2℃上昇の間には、以下のようにリスクに大きな違いがあり、1.5℃上昇に抑えることでリスクを大幅に抑えられる」と予測されています。

温暖化によって予測される影響の比較

現象	1.5℃の地球温暖化に関する予測	2℃の地球温暖化に関する予測
極端な 気温	<ul style="list-style-type: none"> 陸域における極端な気温は地球の平均表面温度よりも高くなる (H) 暑い日の数が陸域のほとんどの地域で増加し、熱帯地域で最も増える (H) 現在の脆弱性が変化しないとすると、2℃に比べて1.5℃に地球温暖化を抑えることで、極端な熱波に頻繁に晒される人口が約4.2億人、例外的な熱波に晒される人口が6,500万人減少する (M) 	<ul style="list-style-type: none"> 中緯度域の極端に暑い日が約4℃昇温する (H) 高緯度域の極端に寒い夜が約6℃昇温する (H)
	<ul style="list-style-type: none"> 中緯度域の極端に暑い日が約3℃昇温する (H) 高緯度域の極端に寒い夜が約4.5℃昇温する (H) 	<ul style="list-style-type: none"> 中緯度域の極端に暑い日が約4℃昇温する (H) 高緯度域の極端に寒い夜が約6℃昇温する (H)
強い 降水現象	<ul style="list-style-type: none"> 世界全体の陸域で、強い降水現象の頻度、強度、及び／または量が増加する (H) いくつかの北半球の高緯度域、及び／または高標高域、東アジア並びに北アメリカ東部において、1.5℃に比べて2℃の地球温暖化においての方がリスクが高くなる (M) 	
干ばつ・ 降水不足	<ul style="list-style-type: none"> 一部の地域で干ばつ・降水不足が増加する。ただし、考慮する指数や気候モデルによって大きな変動がある (M) 地中海域及び南部アフリカにおいて、1.5℃に比べて2℃の地球温暖化においての方が乾燥傾向が強い (M) 	
	<ul style="list-style-type: none"> 持続型社会に関する SSP1 シナリオでは、1986～2005 年を基準として、干ばつの影響を受ける世界全体の都市人口は 35.02±15.88 千万人になる (M) 	<ul style="list-style-type: none"> 持続型社会に関する SSP1 シナリオでは、1986～2005 年を基準として、干ばつの影響を受ける世界全体の都市人口は 41.07±21.35 千万人になる (M)
洪水	<ul style="list-style-type: none"> 洪水のハザードの影響を受ける世界全体の陸域の割合は 1.5℃に比べて2℃の地球温暖化においての方が大きい (M) 	
	<ul style="list-style-type: none"> 1976～2005 年を基準として、洪水による影響を受ける人口が 100%増加する (M) 	<ul style="list-style-type: none"> 1976～2005 年を基準として、洪水による影響を受ける人口が 170%増加する (M)
熱帯 低気圧	<ul style="list-style-type: none"> 熱帯低気圧に伴う強い降水は 1.5℃に比べて 2℃の地球温暖化においての方が増える (M) 証拠は限定的であるが、世界全体の熱帯低気圧の数は 1.5℃に比べて 2℃の地球温暖化においての方が少ない。ただし、非常に強い熱帯低気圧の数は増加する (L) 	

H : 確信度が高い
M : 確信度が中程度
L : 確信度が低い

出典：環境省「IPCC「1.5℃特別報告書」の概要」より作成

③将来予測

これらのリスクを抑えるため、地球温暖化による気温上昇を 1.5℃に抑えるための取組が世界的に求められています。

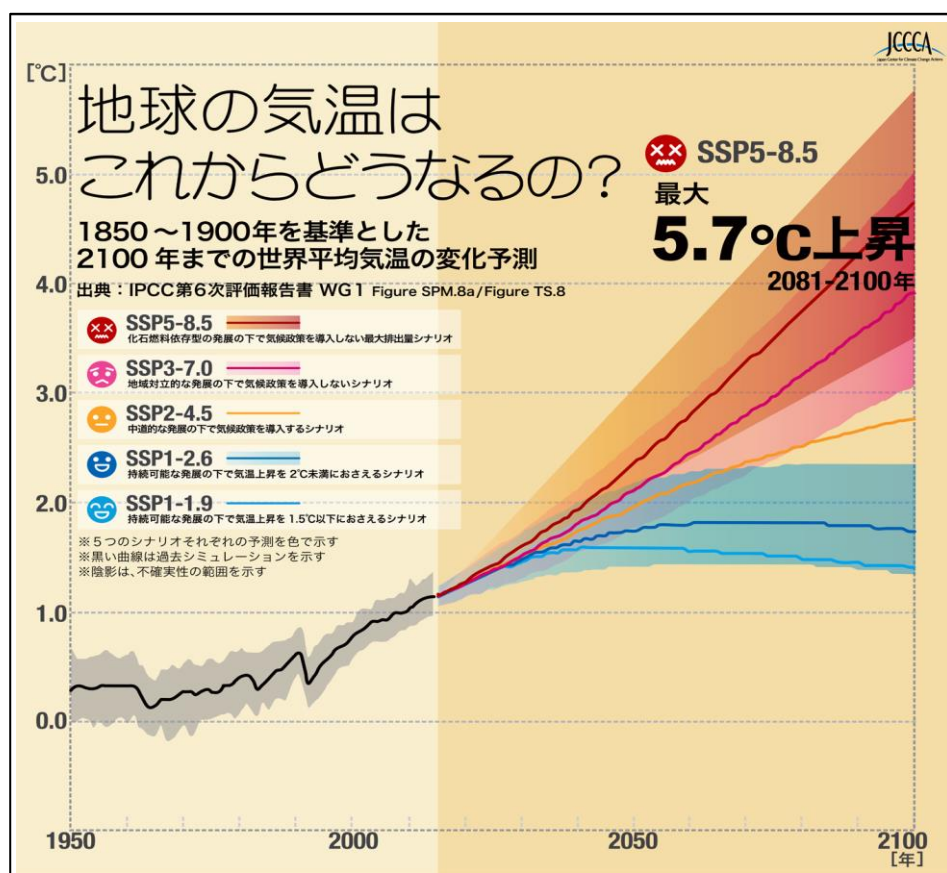
IPCC 第 6 次評価報告書によれば、化石燃料依存型の発展の基で気候対策をしない場合は 2081～2100 年頃には 5.7℃気温が上昇する可能性があるとして予測されています。

1.5℃特別報告書によれば、66%の確率で地球温暖化を 1.5℃に抑えるためには、二酸化炭素 (CO₂) 排出量が実質ゼロに達するまでに排出できる残りの二酸化炭素累積排出量は 570Gt-CO₂ (2018 年初頭時点) とされています。

現在は 1 年当たり 42±3Gt-CO₂ を排出しており、このままの進行速度では 2030～2050 年に 1.5℃上昇に達する見込みとなっています。

地球温暖化を 1.5℃に抑えるためには、二酸化炭素排出量が 2030 年までに 2010 年度水準から約 45%減少し、2050 年前後に正味ゼロとなる必要があるとされています。

世界平均気温の変化予測 (1950～2100 年・観測と予測)



出典：環境省 IPCC 第 6 次評価報告書 WG1

(4) 地球温暖化防止に向けた動向

①世界の動向

1) 気候変動枠組条約の採択

1992（平成 4）年に国連の下、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを目的とする「気候変動に関する国際連合枠組条約」が採択され、同条約に基づき、1995（平成 7）年から締約国会議（COP）が毎年開催されています。

2) 京都議定書の採択

1997（平成 9）年に京都で開催された第 3 回締約国会議（COP3）では、先進国に法的拘束力のある削減目標（2008（平成 20）年～2012（平成 24）年の 5 年間で 1990（平成 2）年に比べて日本-6%、米国-7%（後に離脱）、EU-8%など）を規定した「京都議定書」が採択されました。

3) パリ協定の採択

2015（平成 27）年にフランス・パリで開催された第 21 回締約国会議（COP21）において、気候変動に関する 2020（令和 2）年以降の新たな国際枠組である「パリ協定」が採択され、次の要素が盛り込まれました。

- ・世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃未満に抑えること、1.5℃に抑える努力を追求することを目指す
- ・主要排出国を含むすべての国が削減目標を 5 年ごとに提出・更新
- ・すべての国が共通かつ柔軟な方法で実施状況を報告し、評価を受けることなど

パリ協定は「京都議定書」に代わる、2020（令和 2）年以降の温室効果ガス排出削減などのための新たな国際枠組であり、歴史上初めて、すべての国が参加する公平な合意として評価されており、2016（平成 28）年に発効し、我が国も受諾しました。

4) IPCC 1.5℃特別報告書

2018（平成 30）年に韓国・仁川（インチョン）で開催された IPCC 第 48 回総会において、IPCC1.5℃特別報告書が受託され、同年にポーランド・カトヴィツェで開催された第 24 回締約国会議（COP24）で報告されました。

同報告書では、工業化前に比べて世界の平均気温が 1.5℃、または 2℃上昇した場合のリスクが示されました。また、当時の世界各国の目標では 2℃目標です

ら達成できないこと、2030年の排出量が少ないほど1.5℃目標達成のための課題が少なくなることなどが指摘され、世界各国がより高い目標・対策を作る後押しとなりました。また、2021（令和3）年8月に発表した第6次評価報告書において、「人類の影響が、大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことに疑う余地はない」としています。

②日本の動向

1) 地球温暖化対策の推進に関する法律の改正

1998（平成10）年に制定された、国の地球温暖化対策推進の法令上の根拠となる地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」という。）の一部を改正する改正案が、2021（令和3）年5月26日に成立しました。また、法の改正、2050年カーボンニュートラルの表明を受け、地球温暖化対策計画を2021（令和3）年10月に見直しました。

気候サミット

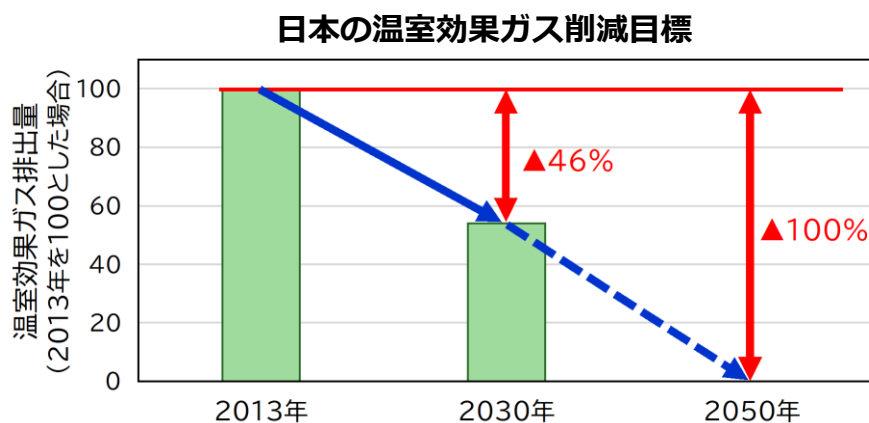


出典：首相官邸HP「総理の1日」令和3年4月22日

2) 温室効果ガス削減目標

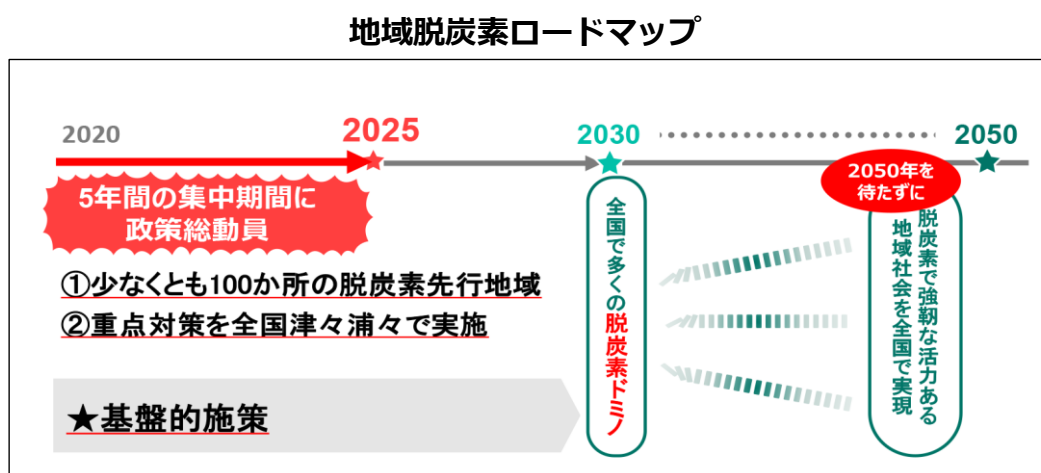
2015（平成27）年のCOP21で採択されたパリ協定を踏まえ、2016（平成28）年に策定された「地球温暖化対策計画」では、中期目標として2030（令和12）年度に、2013（平成25）年度比で26%、長期目標として2050（令和32）年度に80%の温室効果ガスの排出削減を目指すことにしていました。しかし、ICPP1.5℃特別報告書をはじめとする知見の拡大を踏まえ、2020（令和2）年の第203回臨時国会の所信表明演説において、2050（令和32）年度までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする宣言がなされました。また、2021（令和

3) 年の気候サミットにおいて、2030（令和 12）年に 2013（平成 25）年度からの 46%の温室効果ガスの排出削減を目指すとともに、50%の高みに向けて挑戦を続ける決意を表明しました。



3) 脱炭素ロードマップ、脱炭素先行地域

2050年カーボンニュートラルの実現のために、環境省は2021（令和3）年6月、『地域脱炭素ロードマップ～地方からはじまる、次の時代への移行戦略』を決定しました。これから5年間の集中期間に政策を総動員し、(1) 少なくとも100カ所の脱炭素先行地域を創出し、(2) 重点対策を全国津々浦々で実施することで、『脱炭素ドミノ』により全国に伝搬させていくための工程と具体策をまとめています。



出典：環境省脱炭素ポータル トピックス

4) グリーン成長戦略

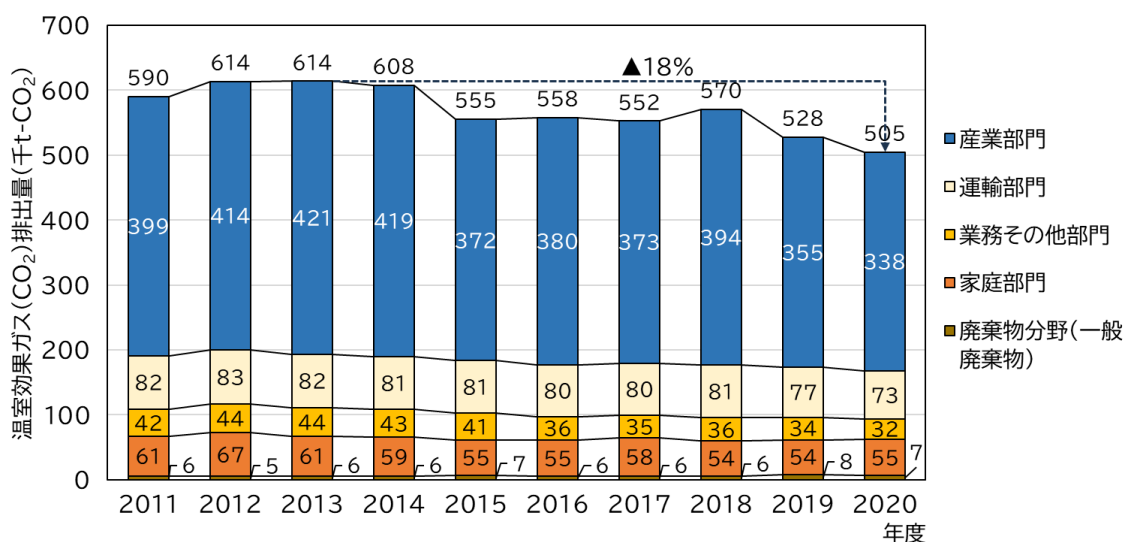
2050年カーボンニュートラルの実現のために、経済産業省は2021(令和3)年6月、『2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略』を策定しました。その中で、地球温暖化への対応を成長の機会と捉え、積極的に対策を行うことが、産業構造や社会経済の変革をもたらし、次なる大きな成長に繋がっていくとしています。こうした「経済と環境の好循環」を作っていく産業政策をグリーン成長戦略と位置づけ、産業政策・エネルギー政策の両面から、成長が期待される14の重要分野について実行計画を策定し、国として高い目標を掲げ、可能な限り、具体的な見通しを示しています。また、こうした目標の実現を目指す企業の前向きな挑戦を後押しするため、あらゆる政策を総動員することとしています。

2. 本市の温室効果ガス排出量の現状

本市の2020（令和2）年度の温室効果ガス排出量は、約50.5万t-CO₂であり、基準年である2013（平成25）年と比べ約18%、前年度と比べ約4%減少しています。

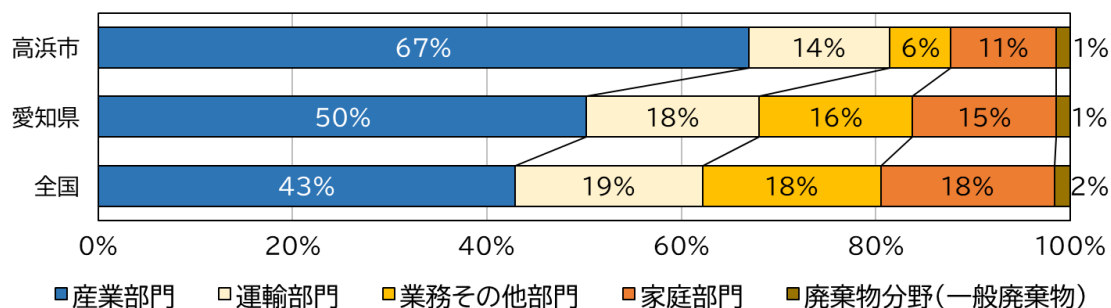
部門別にみると、産業部門、運輸部門、商業・サービス・事業所などの業務その他部門家庭部門からの排出量は全て減少傾向にあります。2020（令和2）年度の排出量は2013（平成25）年と比べ、産業部門で19.7%減、運輸部門で11.0%減、業務その他部門で27.3%減、家庭部門で9.8%減となっています。

本市の温室効果ガス（二酸化炭素：CO₂）排出量の推移（再掲）



出典：環境省 自治体排出量カルテより作成

部門・分野別の温室効果ガス（二酸化炭素：CO₂）排出量構成比の比較（2020（令和2）年度）（再掲）



出典：環境省 自治体排出量カルテより作成

3. 対象とする区域

本計画は、本市の行政区域全体を対象とします。

4. 削減目標

本市では、本市における温室効果ガス排出量のうち、毎年度把握が可能な二酸化炭素（CO₂）のみを対象として、削減目標を設定します。2050年の二酸化炭素排出量実質ゼロという長期的な目標を見据えつつ、国の削減目標を踏まえ、2030（令和12）年度までに2013（平成25）年度比で46%削減、2050（令和32）年度までに実質ゼロとすることを目標とします。

5. カーボンニュートラル推進のための施策

市・市民・事業者の基本的役割

2050年までに温室効果ガスの排出をゼロにすることを目指す「2050年カーボンニュートラル」。その実現には、社会の仕組みを大きく変えることも必要ですが、一人ひとりのライフスタイルの中でもできることがあります。

温室効果ガスの多くは化石燃料（石炭、ガソリン、天然ガスなど）を燃やす時に発生し、火力発電やこれらの燃焼をエネルギー源とした物の生産、輸送などで発生しています。従って、化石燃料を使うエネルギーの使用量削減や製品の消費、人や物の輸送にかかるエネルギーの使用量を削減することがカーボンニュートラルにつながります。

また、化石燃料を燃焼しないで作られる再生可能エネルギー（太陽光、水力、風力など）の拡大も重要です。

さらに、二酸化炭素（CO₂）などの温室効果ガスを吸収する森林、樹木などの陸の植物だけでなく、海草、海藻などの海洋植物の保護、拡大も重要です。

脱炭素社会の実現には、一人ひとりのライフスタイルの転換が重要です。衣食住、移動、買い物などの日々のライフスタイルの脱炭素化だけでなく、健康や快適、おトクといったメリットもあります。

脱炭素を「大きく難しい問題」と考えずに、日々のライフスタイルの中で、できるところから気軽に取り組んでみましょう。

施策（１）省エネルギー化を進めます

地球温暖化は、私たちが大量のエネルギーを使用することによって引き起こされています。地球温暖化を防ぐためには、私たち一人ひとりが、省エネルギー化に取り組むことが大切です。

市ができること

- ・住宅のスマートハウス・ZEH（ゼッチ）化や蓄電池などの導入を支援します。
- ・省エネ診断の受診支援や、診断結果に基づいた省エネ設備への更新を支援することで、事業者の省エネに向けた取組を促進します。
- ・県の中小事業者向けの温室効果ガス削減支援施策である「あいち省エネ相談」について周知、普及啓発を行います。
- ・公共施設の照明 LED 化、省エネ型設備の導入を進めるとともに、職員の省エネに対する意識向上を図ります。
- ・ICT の活用により、ペーパーレス化を積極的に推進します。
- ・デコ活（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動 p.54 参照）の展開や、省エネの取組や支援などの情報展開を行います。

一人ひとりができること

- ・不要時のこまめな消灯、照明器具の照度調整や間引き、事務機器の電源オフ、冷暖房器具の適正温度設定、節水、裏紙使用などで、省エネ・省資源に努めます。
- ・省エネルギー機器などの普及を促進します。
- ・最適温度での生活の為、気候に合わせて、断熱の工夫（隙間を埋める、断熱サッシ、各種断熱材の使用など）で室内温度の安定化、クールビズやウォームビズなどの衣服の工夫、冷暖房器具（エアコン、扇風機、床暖房、電気毛布など）の最適使用、設定温度や使用時間の最適化などで省エネに努めます。
- ・こまめな清掃で家電機器の性能向上（エアコンのフィルタ、電灯・テレビは明るさの向上など）に努めます。
- ・家電を買い替えるときは、消費電力を比較して、省エネ家電・LED 照明など省エネ性能の高い機器を選ぶよう努めます。
- ・エネルギー使用量測定のためのツールやアプリを活用して、家庭でのエネルギー消費状況の把握に努めます。
- ・すだれや庭への打ち水など、住まいの工夫を取り入れて、無駄なく省エネに努めます。
- ・待機電力をなくすためにも、こまめなスイッチオフと、電気製品のプラグをコンセントから抜くことを心がけます。
- ・店舗などでの省エネ（冷暖房温度、照明など）活動を理解し、協力します。

事業者ができること

- ・ 不要時のこまめな消灯、照明器具の照度調整や間引き、事務機器の電源オフ、冷暖房器具の適正温度設定、節水、裏紙使用などで、省エネ・省資源に努めます。
- ・ 情報ツール・ネットワーク、DXなどの活用により、省資源に努めます。
- ・ クールビズやウォームビズなどで冷暖房の省エネ（設定温度、使用時間など）に努めます。
- ・ 事業所の機器や設備を更新する際には省エネ性能の高い製品を選ぶよう努めます。
- ・ 事業所、工場などのエネルギー使用量を見える化し、省エネ活動に努めます。
- ・ 省エネ診断等の活用で、省エネへの取組状況を把握し、省エネ活動計画立案・実践に努めます。

施策（２）再生可能エネルギーの普及・導入を進めます

太陽光からつくられた再生可能エネルギーを利用することで、温室効果ガス排出量の大幅な削減につながります。

家庭・事業所・公共施設での再生可能エネルギーの普及・導入を推進するとともに、新たな再生可能エネルギー導入の仕組みの検討を進めます。

市ができること

- ・住宅への太陽光発電設備や太陽熱利用機器などの導入を支援します。
- ・公共施設への太陽光発電設備の導入を進めます。
導入目標：設置可能建築物 33 箇所のうち、2030 年度までに、設置可能建築物の 50%以上、2040 年度までに 100%
- ・新築・改築の公共施設には、太陽光発電設備の導入を積極的に図ります。
- ・再生可能エネルギー由来の電力の導入について検討します。

一人ひとりができること

- ・太陽光発電設備や太陽熱利用機器などの導入を検討します。
- ・再生可能エネルギー由来の電力の導入を検討します。

事業者ができること

- ・再生可能エネルギー設備の導入を検討します。
発電事業者と結ぶ電力購入契約（PPA）による導入、駐車場や通路の屋根への導入など、多くの視点から検討します。
- ・再生可能エネルギー由来の電力の導入を検討します。

施策（3）ゼロカーボンに向けた取組を進めます

地球温暖化対策を推進するためには、公共交通の整備、利用やエネルギーの面的利用などをまち全体で進めていく必要があります。

次世代自動車の普及、新たな交通サービスの検討などを進めるとともに、エネルギー効率化の検討を進めます。また、樹木などが有している二酸化炭素(CO₂)を吸収、固定（貯蔵）する機能を維持・増大するため、市内の緑地の保全と身近なみどりの増加を図ることで、ゼロカーボンに向けたまちづくりを進めます。

市ができること

- ・ コミュニティ交通の運行方法の一部を AI オンデマンドバスに改編して利便性を高め、低炭素な移動を促進します。
- ・ 電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）などの次世代自動車の利用を市民へ周知・啓発し、普及拡大を促進します。
- ・ 市公用車の更新時には次世代自動車への切り替えを進めます。
- ・ 市民への周知は、HP、SNS、各種アプリを最大限活用し、紙類の削減を進めます。
- ・ 環境に配慮した物品などの購入に取り組みます。
- ・ 市有施設からの温室効果ガス排出量の「見える化」を進めます。
- ・ 地域の緑化活動（沿道の花植え、稗田川の彼岸花、大山緑地の千本桜など）を支援します。

一人ひとりができること

- ・ 公共交通機関や自転車、徒歩で移動します。
- ・ 同乗移動やエコドライブに努めます。
- ・ 自家用車購入の際には電気自動車(EV)などの環境にやさしい次世代自動車を検討します。
- ・ 住宅購入・新築の際は、スマートハウスや ZEH（ゼッチ）にできるかを検討・相談します。
- ・ 商品選択時には脱炭素型の製品・サービスの選択に努めます。
- ・ 花壇、生垣（隣との樹木の仕切り）、水槽の水草、みどりのカーテンの導入など、家庭でできる緑化を検討します。
- ・ 地域の緑化活動（沿道の花植え、稗田川の彼岸花、大山緑地の千本桜など）への参加を検討します。

事業者ができること

- ・公共交通機関や自転車、徒歩で移動します。
- ・会議の Web 開催やテレワークによる移動減の推進に努めます。
- ・エコドライブに努めます。
- ・事業用車購入の際には電気自動車(EV)などの環境にやさしい次世代自動車を検討します。
- ・事業所備品、工場購入品に脱炭素型の製品・サービスの選択に努めます。
- ・みどりのカーテンの導入などの事業所、工場、敷地内の緑化を検討します。
- ・建築物の新築・改修時は、ZEB（ゼブ：ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）化に努めます。
- ・化石燃料から水素や再生可能エネルギー由来の合成燃料などの温室効果ガスを発生させないシステムへの変換を検討します。
- ・地球温暖化への対応の為に変革を求められている 14 分野（エネルギー関連産業、輸送・製造産業、資源循環関連産業など）は次なる成長が期待できます。これら変革を支援する事業の起業・移行・拡大を検討します。

施策（４）きれいで住みやすいまちをつくります

ごみを減らし、資源循環型社会（リデュース、リユース、リサイクルほか）を目指すことで新たな生産の抑制が図れ、カーボンニュートラルにつながります。

また、気候変動の影響は、猛暑日や集中豪雨などの極端な気象現象など、農業、生態系、市民生活などのさまざまなところにすでに現れています。今後は、気候変動に対する適応策として、暑さ対策、農業への影響の対策、自然災害対策など、適切な対応を検討し進めていきます。市民や事業者などに対しては、気候変動による影響への理解促進、熱中症予防などの身の回りのできる対策などの情報を発信します。

市ができること

- ・ごみ削減の各種施策の推進を図ります。
- ・リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（ごみの資源化）の推進を図ります。
- ・気候変動への適応に関する情報収集を図ります。
- ・気候変動適応策の情報提供・普及啓発を図ります。
- ・環境に配慮したイベントを実施します。

一人ひとりができること

- ・ごみ削減の各種取組みに努めます。
- ・リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（ごみの資源化）に努めます。
- ・気温や暑さ指数に関する情報を入手し、熱中症予防に努めます。
- ・日頃から防災訓練に参加したり、洪水・土砂災害ハザードマップを確認したりして災害への備えに努めます。

事業者ができること

- ・社内でのごみ削減の各種取組みに努めます。
- ・社内でのリデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（ごみの資源化）に努めます。
- ・リユース（再使用）、リサイクルに配慮した自社製品の開発に努めます。
- ・気温や暑さ指数に関する情報を従業員へ周知し、熱中症予防に努めます。
- ・事業所の災害リスクについて、洪水、土砂災害ハザードマップなどによる把握に努めます。
- ・災害時の被害を最小限とするように事業継続計画（BCP）を検討します。

施策（５）環境について、みんなで学び合います

環境を保全し、よりよい環境を実現していくためには、環境に関する一人ひとりの心がけと実践が重要です。市民、地域団体、事業者への環境への関心を高めるきっかけや身近な場所で環境学習に取り組むことができる機会を創出します。また、環境活動を促進するため、環境に配慮した生活や行動を自分ごととする取組を推進します。

市ができること

- ・環境学習講座や環境出前講座などを実施し、市民の環境学習の機会提供と内容の充実を図ります。
- ・環境行動に繋がる情報の提供、周知・啓発を行います。
- ・行政自身が一事業者として、市民・事業者に率先した環境行動を行い、その内容について周知・広報します。

一人ひとりができること

- ・環境・気候変動教育を学ぶことで、気づきや理解を深め、環境を意識した行動につなげるように努めます。
- ・行政（国、県、市）、団体のHP、SNSや、市の広報誌などを通して最新の環境に関する情報を収集し、理解を深めるよう努めます。
- ・子ども、家族、友人などと一緒に地域の環境活動やイベントなどへ参加して、実践すると共により深く知ることに努めます。

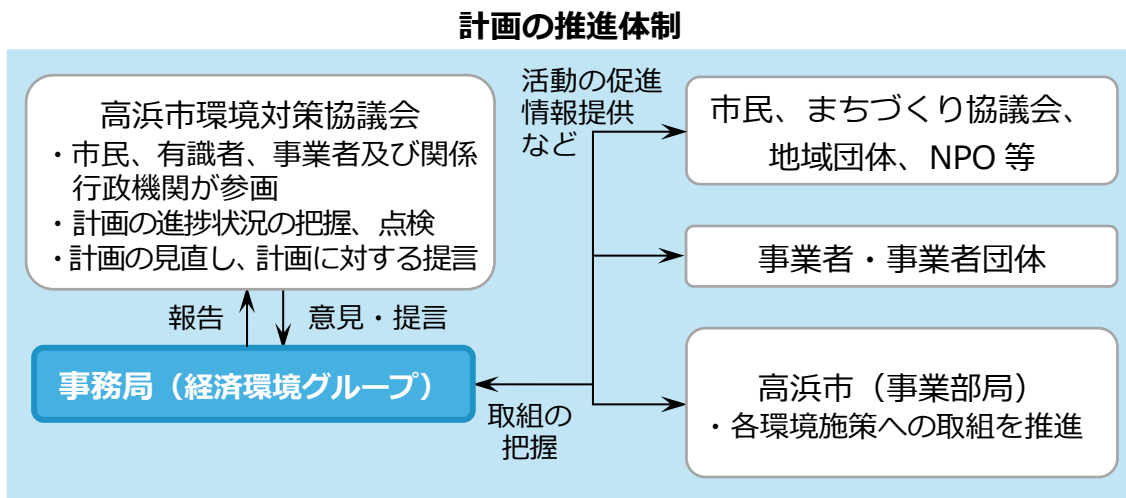
事業者ができること

- ・従業員への環境・気候変動対応教育を実施し、事業所での率先垂範に努めます。
- ・行政（国、県、市）や団体のHP、SNSや、市の広報誌などを通して最新の環境に関する情報を収集し、理解を深めるよう努めます。

第6章 計画の推進

1. 計画の推進体制

本計画を推進するための体制は以下のとおりとし、目標とする環境像の実現に向けて取組を推進していきます。



高浜市環境対策協議会は、市民の健康及び生活環境を保全することを目的として、高浜市環境対策協議会条例に基づき設置されるものです。協議会は、市民、有識者、事業者及び関係行政機関など、さまざまな立場の委員で構成されます。

協議会では、計画の進捗状況を把握、点検するとともに、その結果必要に応じて計画の見直しや、計画に対する提言などを行います。

市は環境の保全に関する市民やまちづくり協議会、各種団体の自発的な活動を促進します。活動にあたり市の環境の状況などの情報提供が必要な場合は、適切に提供します。

2. 計画の進行管理

本計画を着実に推進するために、計画(Plan)→実施(Do)→点検・評価(Check)→見直し(Action)を繰り返すPDCAサイクルにより進行を管理していきます。

進行管理では毎年度、環境の現状に加え、本計画に基づく具体的な施策などの実施状況や評価指標について点検し、目標の達成状況を評価します。

毎年度の点検・評価結果に基づき、必要に応じて、本計画に基づく実施計画について見直しを検討します。

